

産業廃棄物処理業界の
今後の方向性に関するアンケート
結果報告書

平成 27 年 7 月

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関する
タスクフォース

産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート結果の概要

各都道府県協会に所属する会員企業に対して、表記のアンケート調査を行った。発送数 6,157 に対して、総回答数 2,619 で、回収率 42.5% となった。

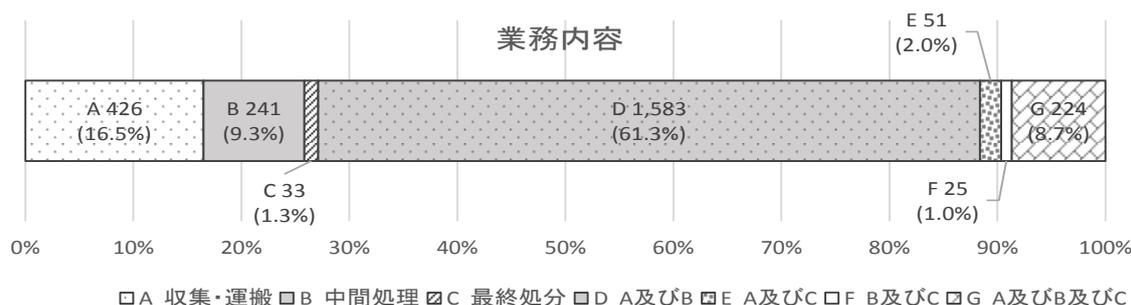
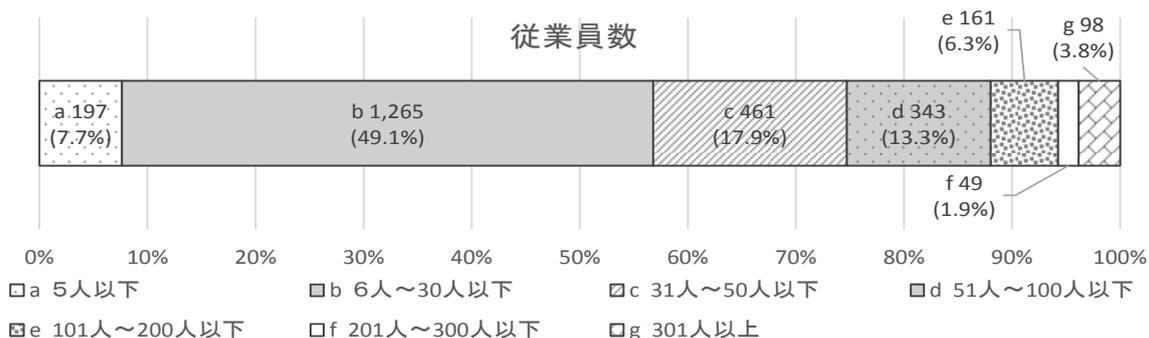
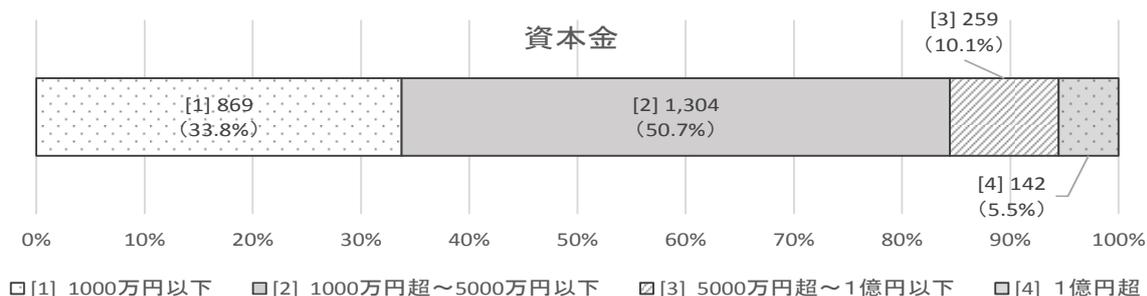
各問の結果概要は、次の通りである。(自由記述詳細については後掲)

問 1. はじめに、貴社の概要についてお答えください。本社所在欄には都道府県名をご記入ください。資本金・従業員数・業務内容については、適切なものに一つ○をお付け下さい。

資本金では、1000 万円超～5000 万円以下が 50.7% と最も多く、次いで 1000 万円以下が 33.8%、5000 万円超～1 億円以下が 10.1%、1 億円超が 5.5% であった。5000 万円以下の企業が約 85% を占めている。

従業員数は、6～30 人以下が 49.1% と半数近くを占め、次いで 31～50 人以下が 17.9%、51～100 人以下が 13.3% となり、約 90% の企業が従業員 100 人以下である。

業務内容としては、収集・運搬と中間処理を兼ねた企業が 61.3% と圧倒的に多く、次いで収集・運搬のみが 16.5%、中間処理のみが 9.3%、収集・運搬、中間処理、最終処分を兼ねた企業は 8.7% であった。

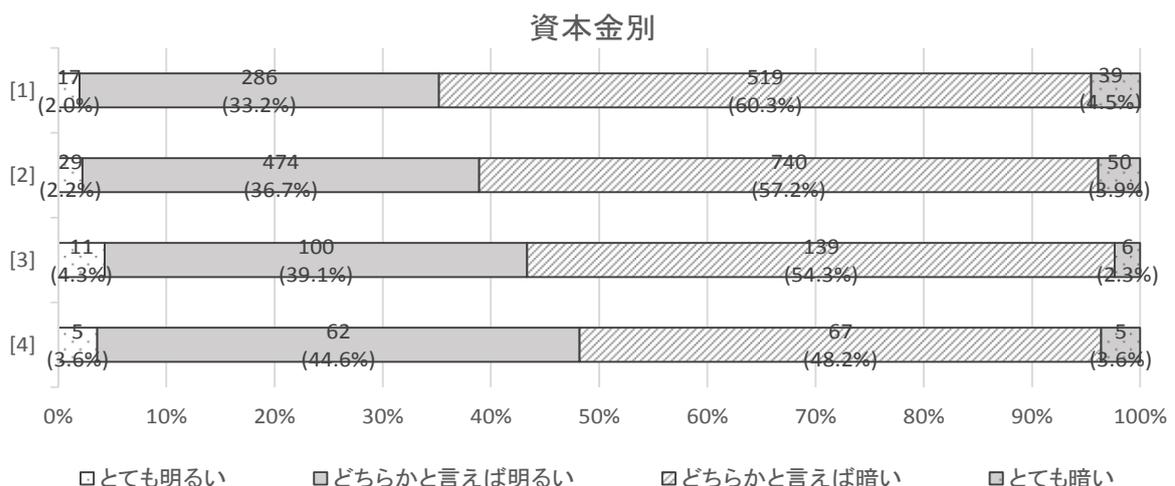
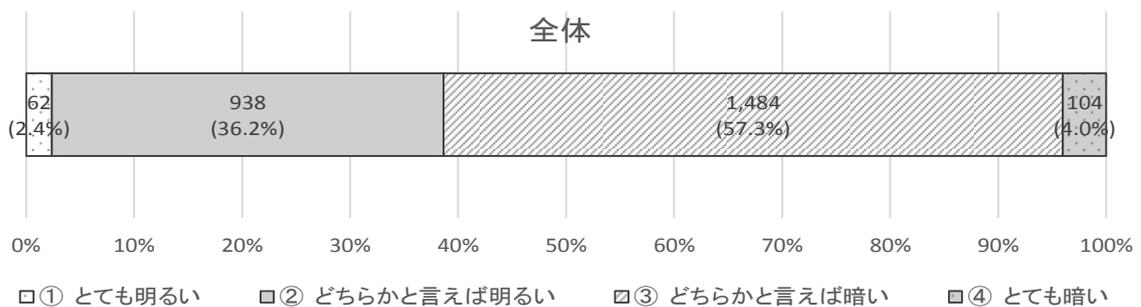


**問2. あなたは産業廃棄物処理業の将来（およそ10年先）をどのように見えていますか。
適切なものに一つ○をお付け下さい。**

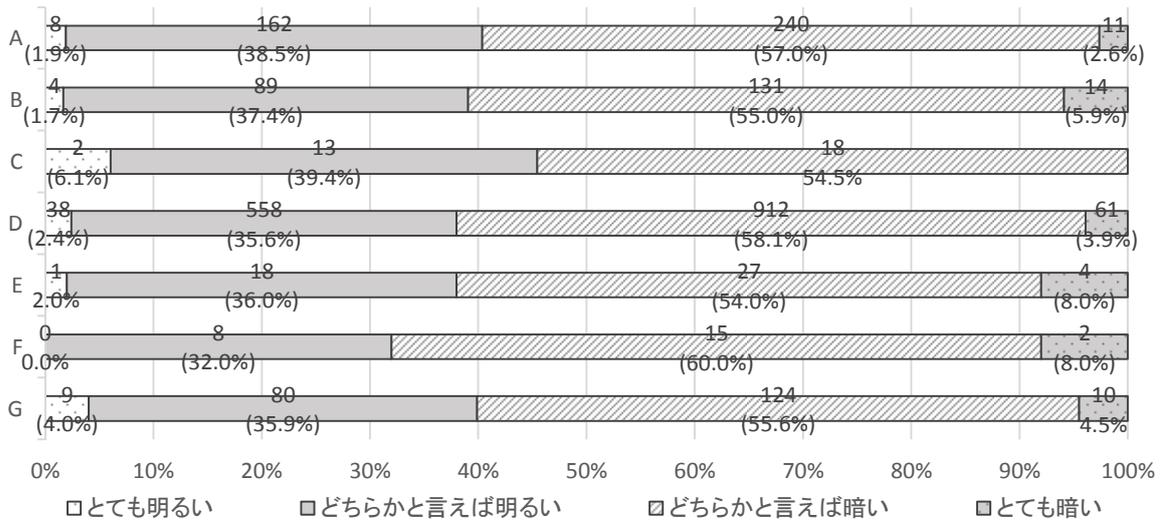
「どちらかと言えば暗い」との回答が57.3%で最も多く、「とても暗い」を含めて約61%が将来的に暗いイメージをもっていた。反面、「どちらかと言えば明るい」が36.2%で、「とても明るい」を含め40%近くが明るいイメージを持っていることがわかった。ちなみに、「とても暗い」は4%、「とても明るい」は2.4%でわずかであった。

これを資本金別にみると、1000万円以下（[1]）では「とても」を含め暗いイメージ持者が約65%あるのに対して、5000万円超～1億円以下（[3]）では、暗いイメージを持つ者が約57%いるものの、「とても明るい」と回答した者が4.3%、1億円超（[4]）では、明るいイメージと暗いイメージがほぼ同程度であり、資本金規模により、将来への見通しが異なっていることがわかった。

また業務内容別では、全てで「どちらかと言えば暗い」が半数以上、次いで「どちらかと言えば明るい」が1/3以上であり、全体と同様の傾向だった。最も企業数の多いD収集・運搬+中間処理においても、「どちらかと言えば暗い」の回答率が若干多いものの、他と大差ない結果であった。



業務内容別



問 2 - 2. そう思われる要因は何ですか。最も大きな要因を①～⑤の中から 2つまで 選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑥の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①資源・循環分野で新たな仕事が拡大し、これまでの経験や技術が活かせる
- ②産業構造の変化やリサイクル増加になり、廃棄物量が減少する
- ③廃棄物量減少に伴う処理費用の競争が激化する
- ④他業界（特に大企業）からの新規参入が増加する
- ⑤技術力や経営力がこれまで以上に問われるようになる
- ⑥その他（具体的に）：別紙参照（256 件）

そう思う要因について、③処理費用の競争激化を要因に挙げた者が 26.1%、②廃棄物量減少を挙げた者が 25.8%とほぼ同率であり、次いで⑤技術力・経営力が問われることを要因とした者が 21.6%であった。一方明るい要因として、①新たな仕事の拡大を挙げた者も 18.4%いた。

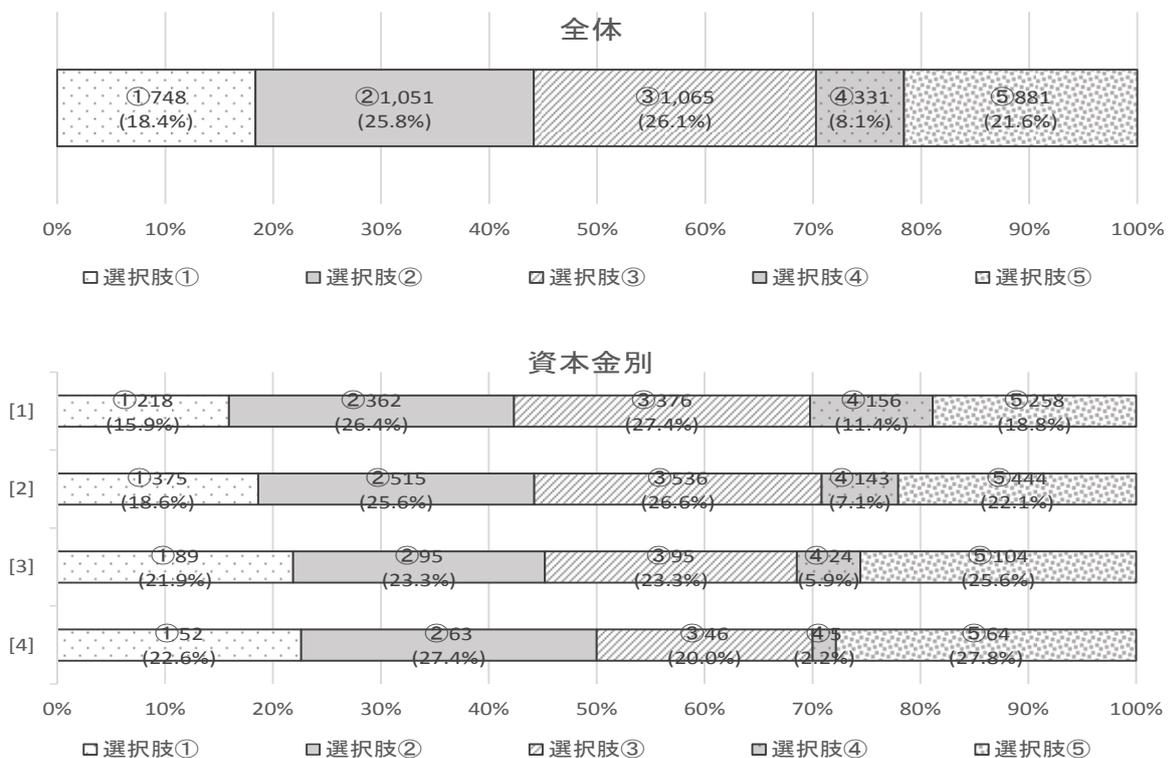
これを資本金規模でみると、5000 万円以下（[1][2]）では、③価格競争激化、②廃棄物量減少、⑤技術力・経営力が問われることの順で挙げているが、5000 万円～1 億円以下（[3]）では②と③が同比率、1 億円以上（[4]）になると、⑤技術力・経営力が問われる、と、②廃棄物量減少がほぼ同比率、次いで①新たな仕事の拡大を要因として挙げており、資本金規模による要因の違いがみられた。

業務内容別では、要因として挙げた順位に大差は見られなかった。

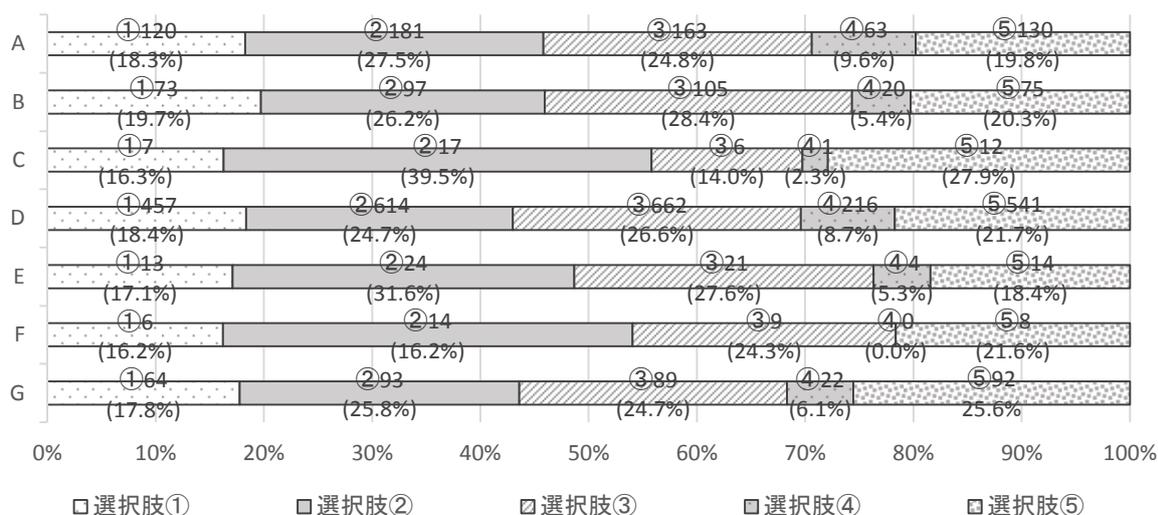
また、その他回答の記述を問 2 の選択肢別にみると、「とても明るい」を選択した者は、「時代の変化はめまぐるしくリサイクル技術や海外への技術展開の可能性が拡大するから」「人間が活動する以上必ずごみは出るから」「忌避される産業のため新規参入がしにくいから」「会社の質を上げることで排出事業者から選ばれる企業が強化される時代が来て

いるから」などの理由を挙げている。「どちらかと言えば明るい」を選択した者は、「資源、循環分野に参入できれば廃棄物を原材料とした資源化物（製品）の製造加工を行うこととなり、一種の製造業的な役割を担うこととなる。よって、新たな事案の創出など、事業の幅を拡大できる」「資源・循環分野での新たな事案が創出される」「産廃に対する企業の考え方の変化により、再資源化は益々進んでいくと思われる。今よりもっと有用な資源となる可能性がある」などの理由を挙げている。

一方、「どちらかと言えば暗い」を選択した者は、「新規採用人員・運転者の確保など人材不足」「公共事業の減少によるごみ量の減少」「人口減少等に伴うごみ量の減少」「価格競争の激化」「施設更新の費用増加」「最終処分場不足・確保困難」「法令の行き詰まり」などの理由を挙げている。さらに、「暗い」を選択した者も、「地方での公共工事の減少による廃棄物量の減少」「産業界から小さな商店までも廃棄物を減らす方向に進むことによるごみ量の減少」「価格競争」「施設更新の困難さと処分場不足」などの理由を挙げている。⑥その他の記述の多くが、①～⑤の選択肢を補足説明するものだった。



業務内容別



問3. 資源循環、低炭素化が求められる中で、より社会に役立ち信頼される産業廃棄物処理業とはどのようなものだとお考えですか。お考えに近いものを①～⑥の中から2つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑦の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①法制度のコンプライアンスが確立されている
- ②排出事業者が安心して仕事を任せられる能力を有している
- ③情報の公開により周辺住民、地域等に安心感を与えている
- ④高い事業力、技術力を持っている
- ⑤人格・能力ともに優れた人材を育て抱えている
- ⑥廃棄物処理法に基づく優良業者として認定されている
- ⑦その他（具体的に）：別紙参照（64件）

社会に役立ち信頼される要素として、②排出事業者からの信頼を挙げた者が31.6%と最も多く、次いで①コンプライアンスの確立が21.1%、③情報公開と安心感が17.2%、④高い事業力・技術力が13.0%、⑤人材が10.7%であり、⑥優良認定は6.5%であった。優良認定が社会的信頼につながると考える者は少ないことがわかった。

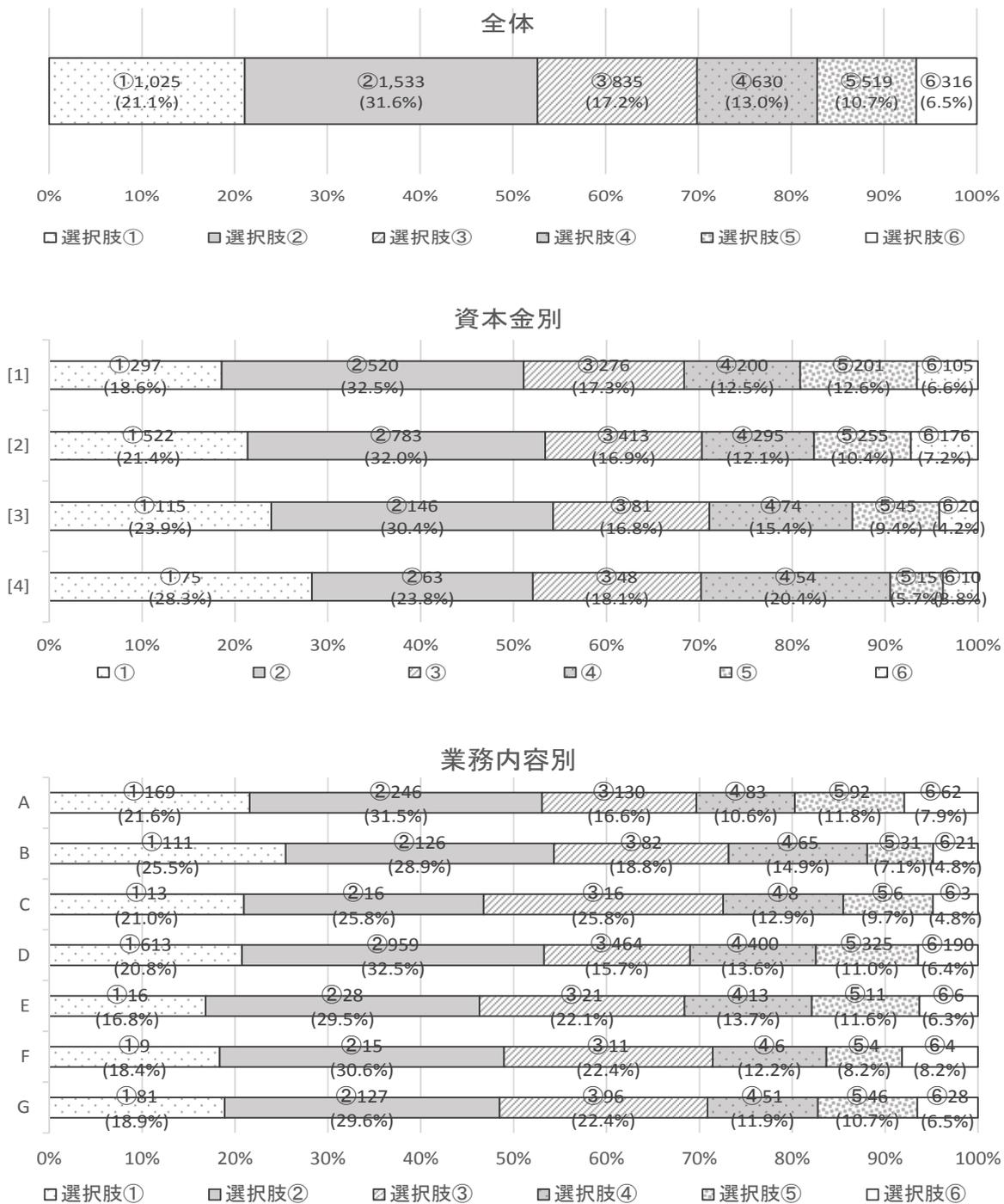
資本金別に見ると、1億円以下（[1][2][3]）では、②排出事業者からの信頼が30%以上で最も多いが、1億円以上（[4]）になると、①コンプライアンスが約28%、②排出事業者からの信頼が約24%で、資本金規模により、若干差異がみられる。

業務内容別では回答に大きな差異は見られなかった。

また、その他回答の記述をみると、選択肢①～⑥を補足する内容が多く、例えば、②に関しては「永続的な受け入れができる」、③に関しては「地域との共存共栄の努力」、⑤に関しては「企業も業界も人材次第」、⑥に関しては「認定だけでは信頼できない。いかに丁寧を選別し処理するかだ」「認定基準があいまいで統一感に欠ける」などが挙げられていた。

選択肢とは別の内容としては、「顧客に役立つ技術を有し、地域と社会的課題解決に貢献

できる企業」「業界全体の底上げ」「クリーンなイメージで信頼を得られる対策」「業界の透明性」など<企業・業界の改善が必要>とする意見、「より効率的な処理方法が可能になるような法制度の改善」「実務に沿った制度の確立」「リサイクル品目を簡単に増やしてほしい」など<法制度の改善が必要>とする意見、「排出事業所にとって、コンプライアンス、技術力、優れた人材等は関係なく、安くて適正処理できればどこでもいい」「排出事業者への教育」など<排出事業者の変革を求める>意見などが多くみられた。その他として、「この業界に上記選択肢のような理想論は、もはや存在しない」という厳しい意見もあった。



問4. 産業廃棄物処理業における資源循環の事業を後押しする方策として、次の①～⑧が考えられます。このうち重要と思われるものを3つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑨の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①サービス業から脱して独自の業としての確立（日本標準産業分類上も）
- ②技術管理者等の国家資格の導入
- ③人材育成に対する公的な支援
- ④技術開発に対する公的支援の拡大
- ⑤資源循環のための有利な融資枠拡大
- ⑥海外展開のための人材育成・情報提供
- ⑦産業廃棄物処理や資源循環に係る政策形成過程への参画（関連法令等策定に当たって必ず意見を言える仕組み）
- ⑧周辺の地域住民等との紛争処理の仕組みづくり
- ⑨その他（具体的に）：別紙参照（108件）

資源循環事業を後押しする方策として、④技術開発への公的支援拡大 18.7%、③人材育成への公的支援 17.4%、⑤有利な融資枠拡大 16.8%の順で挙げられていた。次いで、⑦政策形成過程への参画 13.9%、①業としての確立 13.4%だった。これまであまり行われてこなかった技術開発への支援や人材育成への支援を求める者が多いことがわかる。

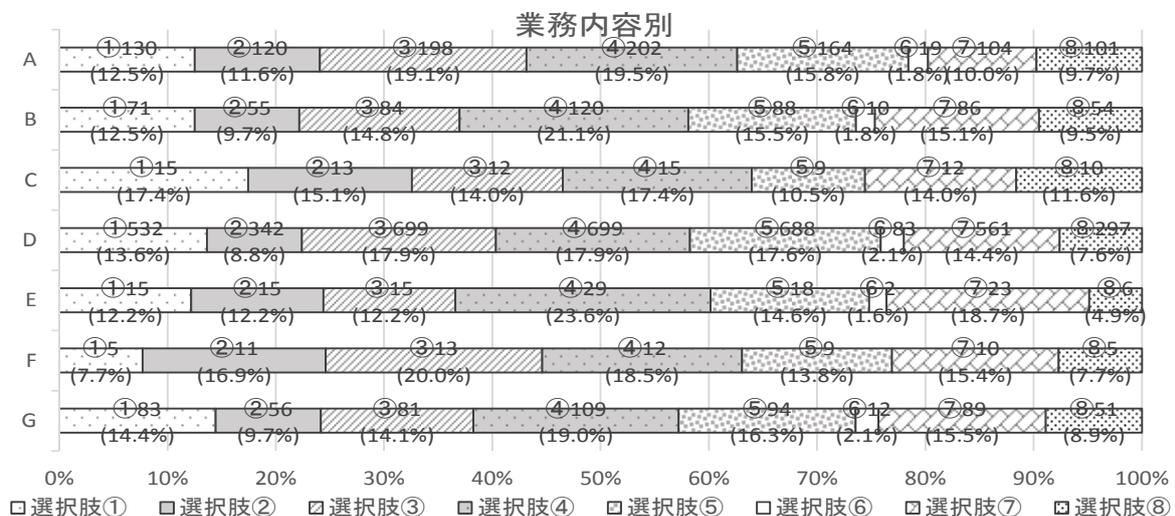
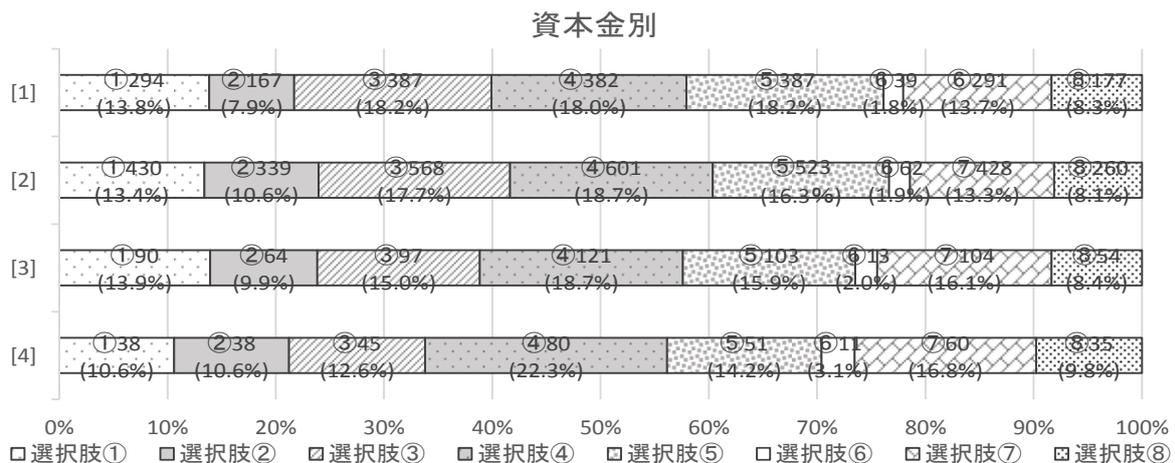
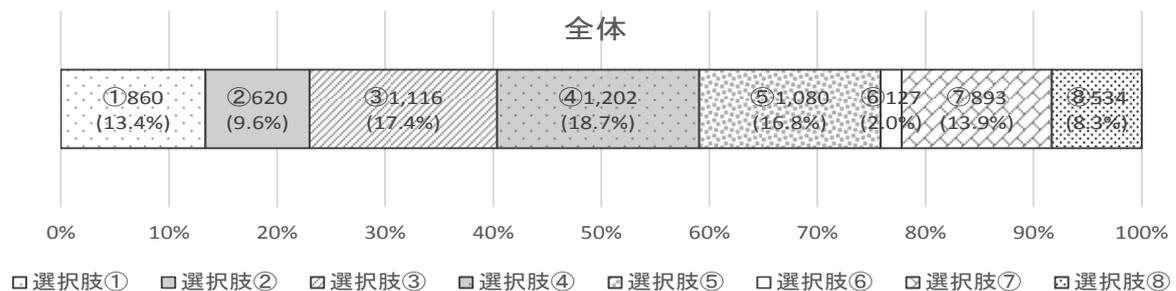
資本金別にみると、5000万円以下（[1][2]）では全体と同様の傾向にあるが、1億円超（[4]）では、④技術開発への支援拡大が22.3%、⑦政策形成過程への参加を挙げている。

業務内容別では、多くが④技術開発への支援拡大をトップに挙げているが、最終処分を行う企業（[C]）は、①業の確立も同率トップ、中間処理と最終処分を行う企業（[E]）では、③人材育成への支援をトップに挙げている。最終処分は、他と比較して地域住民との関係性がより深いことによるものと考えられる。

また、その他回答の記述をみると、選択肢①～⑧を補足する意見として、①に関しては、「①なくして業の発展は有りえない」「産業として特化することは業態を鑑みて良策とは思えない」という意見が挙げられたほか、③に関しては「人材確保に公的支援が欲しい」「従業員確保がますます困難になる」などの意見、④に関しては「先進的技術の情報提供」「資格ではなく企業の実績の重視」などの意見、⑤に関しては「リサイクルというが、法が厳しく、リサイクル可能なものでも廃棄せざるを得ない。であれば、設備を整えもっと素晴らしい資源を作ってみたい」という意見もあった。

選択肢とは別の内容としては、〈法制度の改善〉と〈行政の変革〉を求める意見が多く出された。具体的には、〈法制度の改善〉に関しては、「現状に合った法の整備」「適正価格を維持できるような法的支援」「再生資源とバージン資源のコスト差を埋める制度の創設」「排出事業者における廃棄物管理が徹底される方策」「炭素税や産廃税がリサイクルに流れる社会システム」「産業廃棄物処理の規格化」などの意見があった。また〈行政の変革〉に関しては、「申請等手続きの簡略化」「県や市の担当者のプロ化」「排出事業者、処理業者、行政担当の認識度の違いを埋める情報の共有化」などの意見があった。その他では、〈施設・設備に対する公的支援〉として、「資源循環の促進を呼びかけるにもかかわらず市や県

の支援がないのは如何なものか」「中小企業の投資に関する優遇税制は、従来機械装置と工具器具に限られてきたが、処理施設新設増改造に必要な投資全般に広げてほしい」などの意見、<リサイクル品の促進>として、「リサイクル製品を使用する義務、強制化、国の積極的な指針が必要」「リサイクル品の認定及び品質基準の明確化」「市場経済原則にそぐわないリサイクル品が市場で優位になる方策」などの意見、<排出事業者責任の拡大>として、「排出事業者の意識改革」「排出事業者責任に資源循環を後押しする要綱を盛り込む」などの意見があった。さらに、「製造業で技術革新（資源循環、CO2削減、廃棄物削減など）が進むので、私たちは時代の変化に対応できるように努力する必要がある」などの意見もあった。



問5. 廃棄物処理法や関係法令の改正すべき点として、重要なものはどれですか。①～⑥のうち、重要と思われるものを2つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑦の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①欠格要件における、該当範囲と「取り消さなければならない」とされている規定の見直し
- ②情報提供をはじめとする排出事業者責任の一層の明確化
- ③優良事業者認定のメリットの充実
- ④能力、技術力のある産業廃棄物処理業者には、再委託を含め、自由裁量で行える業務範囲の拡大
- ⑤建築基準法第51条ただし書き規定の見直し
- ⑥都道府県等による事前協議や廃棄物処理法の運用の違いの是正
- ⑦その他（具体的に）：別紙参照（127件）

廃棄物処理法等の改正点として、②排出事業者責任の明確化が26.4%、⑥都道府県による運用の違いの是正が25.4%で、この2点が圧倒的に多かった。次いで、④業務範囲の拡大18.2%、③優良認定のメリット充実16.5%となった。

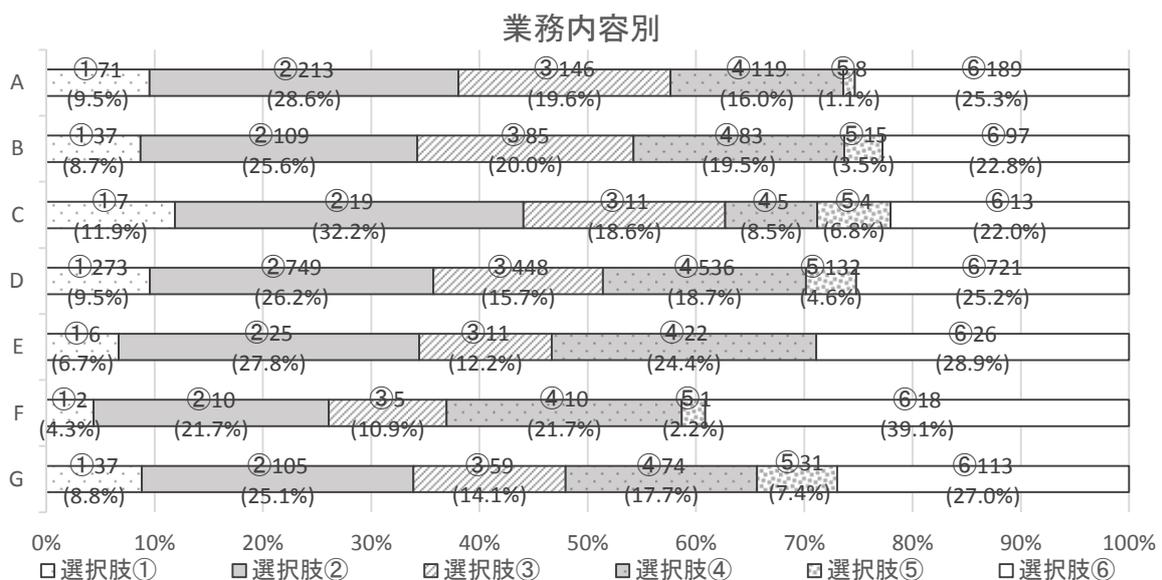
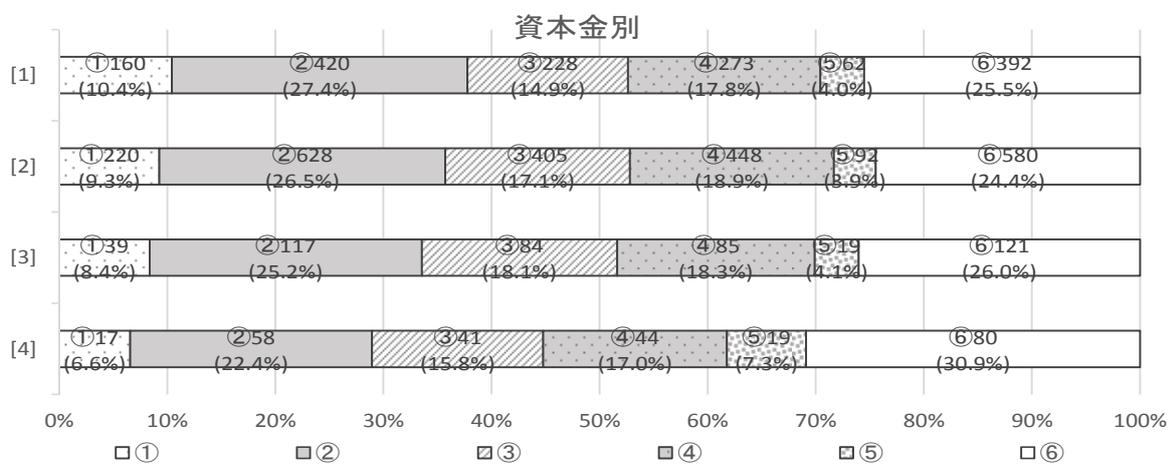
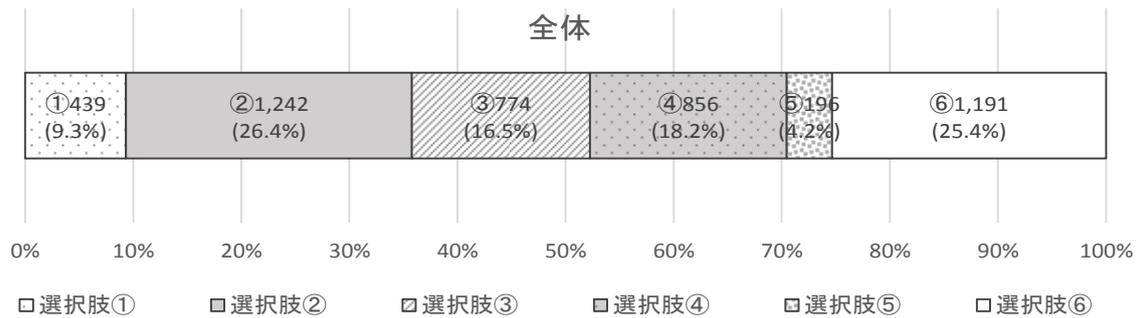
資本金別にみると、5000万円以下（[1][2]）では全体と同様の傾向であるが、5000万円超（[3][4]）になると、⑥都道府県による運用の違いの是正と②排出事業者責任の順位が入れ替わっており、特に1億円以上（[4]）では、⑥都道府県による運用の違いの是正を上げる者が30%を超えていた。資本金額が多いほど、多くの都道府県にまたがって事業を営んでいる可能性が高く、そのことからくる回答と考えられる。

業務内容別では、様々な業を行っている者ほど、⑥を挙げる傾向が強くみられたが、これも行政窓口との関係性が深いためと考えられる。

その他回答の記述をみると、選択肢①～⑥を補足する意見が多く、特に⑥都道府県に関する意見が多く出された。具体的には、「届出、申請書の様式が自治体や担当者により違いが多すぎる。全自治体同一にすべき」「施設整備に厳しすぎる。機材の買い替え等の際の手続き簡略化」「事前協議の必要性なし」「収集運搬許可は一つの許可で全国運搬できるようにする」などの意見が多く寄せられた。また①欠格要件については、「厳しすぎる。もっと一般業種と同様にすべき」という意見が多くみられた。また②排出事業者については、「責任の罰則強化」「現状の法規制では不足。企業名の公表などすべき」といった意見、③優良認定については、「本当に優良かどうかの認定が必要」「認定制度の要件のハードルを上げ、メリットも充実させる」という意見の一方で、「優良認定は必要ない」との意見も見られた。

選択肢とは別の内容として、〈**廃棄物区分**〉として、「一廃・産廃の区分の見直し」を求める意見が多く出されたほか、「業種指定の撤廃」「廃棄物の種類についての統一見解の明示」「廃棄物と有価物の区分の明確化」などの意見が挙げられた。また〈**法制度改正**〉として、「法制度そのものの見直し」「マニフェスト制の見直し」「各種法律の必要性は理解するが、廃棄物処理法を一番厳しい内容にして、これをクリアすれば全てよしという法律にしてほしい」などの意見が見られた。その他として、〈**再生品**〉について、「再生品の計画的利用の検討」「リサイクル品の推進」「明確なガイドラインの作成」「リサイクル法と処理法

の矛盾の解消」などの意見もあった。

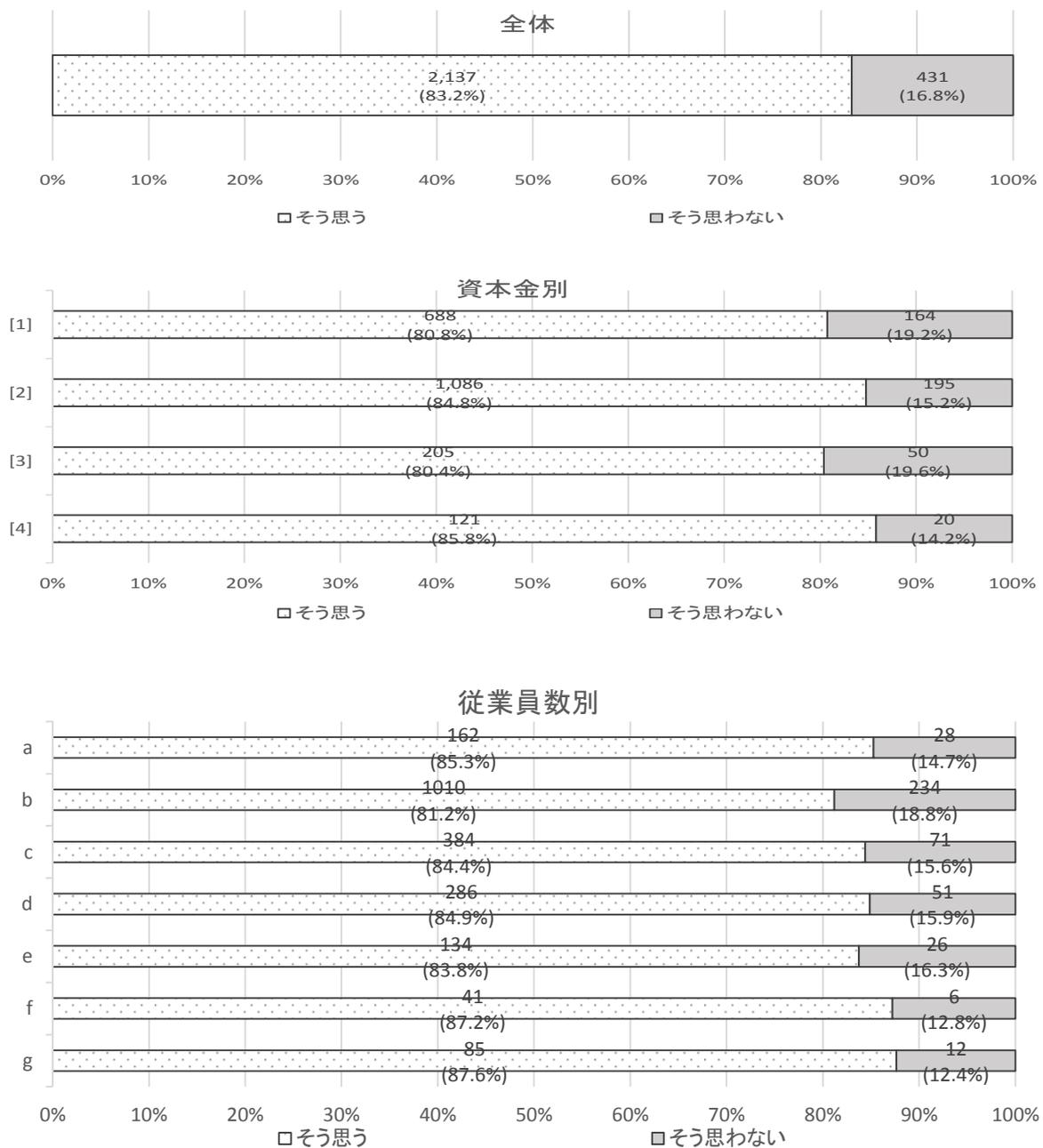


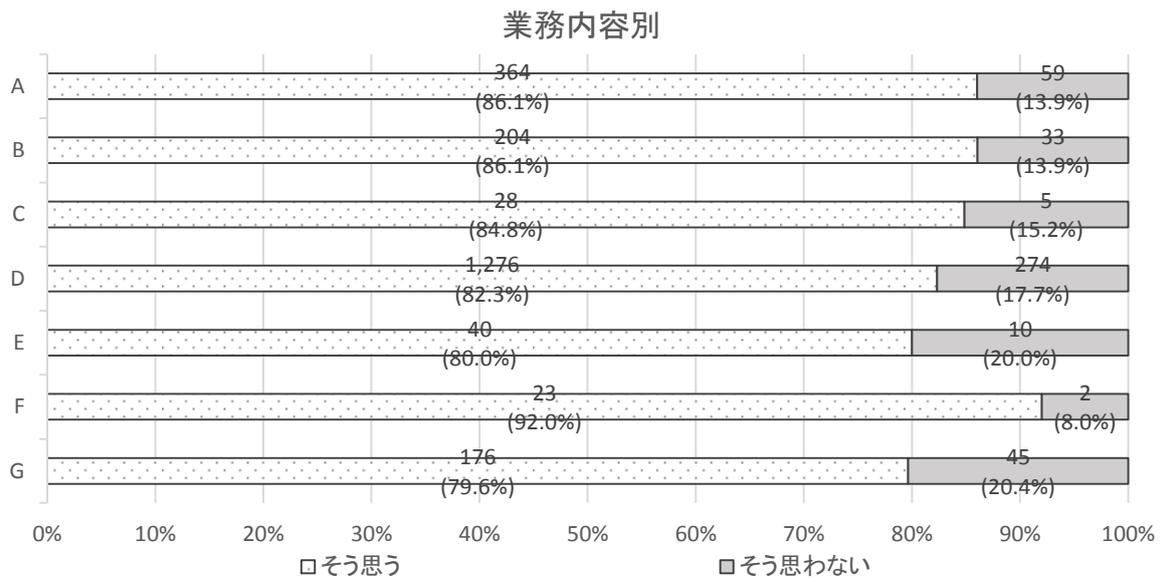
問6. 不適正業者を排除するために、規制の強化もやむなしという意見がありますが、あなたはどのように思われますか。次のうち、どちらかに○をお付け下さい。

不適正業者に対する規制の強化については、83.2%がやむなしと考えていることが分かった。

資本金別にみると、大差はないものの傾向を見ると、1億円以上（[4]）では「そう思う」回答率が他の比べて最も高くなっている。

また従業員数6～30人以下（[b]）では、「そう思わない」割合が他と比較して高かった。規模の小さな企業は規制強化が事業の存続に関わると考えられているためではないかと思われる。





問7. 次世代の経営者や従業員が希望と誇りをもって、この産業廃棄物処理業界で働き続けられるようにするために、今、業界全体として何をすべきとお考えですか。ご自由にお書き下さい。

自由記述数は1,251であったが、一人がいくつもの要素を記述するケースも多くみられた。また、設問とは直接関係しない回答もかなり見られた。

これらを大きく（1）自社・業界内関連、（2）法律・役所関連、（3）外部との連携等その他に分け、さらにいくつかの項目ごとに分類した。以下、（1）（2）（3）毎に、記述内容として数の多かった項目を順にあげ、項目の中でも記述の多かった内容について順に掲載する。

（1）自社・業界内関連

自社・業界内関連の記述として最も多かったのは、業界のイメージアップに関する事と人材の確保・資質の向上・教育に関する事であった。次いで、資源循環に関する事、社内環境の整備・改善に関する事、地位向上とレベルアップに関する事、自らの意識改革に関する事、業としての確立や業界名称に関する事の順であった。

①業界のイメージアップについて

〈業界のイメージアップ〉を求める意見が多く見られた。具体的には「ダークな業界イメージを払拭する」「クリーンなイメージを伝える」「企業からは無駄な出費、一般からはダークなイメージだが、正しく分別することにより大きな資源になる事をわかってほしい」「あくまで環境を守る重要な産業であるというイメージの向上」「今後、産廃を原材料にした製品の開発を行い、自社が変革する姿を顧客や社会から評価される様に、情報発信力を高め「ブランド」に変えていかなければならない」「10年先を見越した新技術の樹立と業界イメージの一新」などの意見が挙げられた。

その方策として、〈TV、メディア等でのPR〉が有効とする意見が多く出された。具体的に

は、「産廃業の必要性、社会的使命を新聞、TVCM、インターネット、TV ドラマ、アニメ、映画を活用してPR」「優良業者の紹介」「今後の各企業の努力と、それを支援する行政の応援が期待される（AC 公共広告機構の CM によるイメージアップとそれを可能にする陳情活動が重要）」という意見があった。また、**<普及啓発>**として、「地域住民と密接な関係を保ち、社会見学として工場をアピールするような素晴らしい会社にする」「リサイクルや廃棄物の処分でどのように資源が活用されているか、もっと一般の人々に知ってもらうことが大事」という意見も見られた。

②教育・人材の確保等について

教育や人材に関する意見もイメージアップ同様に多く見られた。その中でも、特に**<教育の実施>**に関する意見が多く、具体的には、「各社内における人材育成や教育等の支援を確立する制度や補助があれば良い」「関係者が循環型社会の構築を自らが担っているという意識を持ち、学習、教育していくことが必要」「魅力ある企業、業界創りのための人材育成の仕組み作りとネットワークの構築」「若手経営者向けの意見交換会の場を設ける。または次世代経営者の成功例の情報提供」「資源の重要性、自然とのかかわり等の講習会（勉強会）を1～2回／年無料開催するなど、講習会等の資料を無償配布等、会員企業に対し、地道な努力が必要」などの意見があった。また、人材の確保が困難な状況を反映して、**<人材の確保>**が重要とする意見も多く、具体的には、「廃棄物処理業＝住民の敵・環境破壊ではなく、あくまでも環境を守るための重要な産業であるというイメージの向上なくして優良な社員は集まらない」「自社のことばかりではなく、業界としての発展を願うために世代交代は必要。10年先を考えられる経営者のつながり」「まずは若い人達の働き所として認めてから、次に外人の確保を考える」「資格者の導入、育成を重視し、会社にとっても必要な人材であることを明確にする」「求職者支援団体等で、廃棄物処理業向けのプログラムを取り入れ、人材を紹介頂ければ、人材の確保もしやすくなり、就職後も実務にスムーズに溶け込み、継続して働き続けられる」などの意見が見られた。これに関連して、**<賃金・福利厚生など労働条件の改善>**に関する意見も多く見られた。具体的には、「福利厚生の充実と金銭面の待遇改善」を望む声が多く、「職場の労働環境を快適に整え、生産性を高める努力を労使共に継続的に行うことで会社の収益を高め、従業員の賃金を高め、永く続く会社と永く働ける雇用形態を作り上げることで、技術の蓄積ある伝統ある企業を建設する」などの意見があった。さらに、**<資質の向上>**として、「業界全体の経営者のレベルや資質向上が不可欠」「社員個々の質の向上」「一般の企業と同様になること。人の面では基本ができてないので一般常識を必要とする」「経営者には、道徳哲学が必要」などの意見があった。

③資源循環

次世代のために資源循環の推進が重要とする意見も多くあった。そのうち、**<資源循環に関する技術力の向上>**が必要とする意見が最も多く、具体的には「技術開発に対する公的支援が必要」「技術開発（再成率 100%）をめざす」「産学官と連携し、より環境負荷の少ない処理技術について研究・開発を行う」「リサイクル技術等の開発をもっと容易にできる環境を整備し、中小企業にも技術力を活かした経営を行えるようにしてほしい」「リサイクルを行いやすい制度の見直しや、リサイクルを行う上での技術向上を目的とした研修会

を設けることが必要」「高度なリサイクル技術を確立。汎用施設化し、安価に産業廃棄物処理業界へ供給」「産業廃棄物処理のプロとして、リサイクルする方が有益なものと、処分する方が有益なもののサビ分けができることが重要。その線引きが行えるような技術力、情報力の向上と体制づくり」という意見があった。その反面、「所謂、業界というものに、自社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。革新的な技術やノウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか」との意見もあった。また、**<リサイクル率向上>**として、「できる限りの再資源化を目指す」「有益な資源廃棄物をリサイクルしようとする、コストが合わなくなるので、コスト的に見合うようにするシステム作り」「限りなくリサイクルをする努力をするための設備投資に対する行政の協力(補助費、許可)が必要」「最終処分量を限りなくゼロに近づけ、資源の再利用リサイクルに最大限努め、日本産業界一番の原材料供給源となり、日本を支えて行き、廃棄物処理従事者の生活水準のレベルアップを目指す」「業界の枠組みに縛られないで、エネルギーや製造とのリンクを積極的に行い、高効率な資源化等を目指す」などの意見があった。さらに、**<資源循環の推進>**として、「「ゴミ屋」からの脱出！静脈産業ではなく、付加価値ある産業への認識」「国を挙げて産業廃棄物業の地位の向上。環境事業としての社会的位置づけ」「本当の資源循環を目指すべき。資源化すると言って物を集め、実際は資源化できない等、見せかけの資源化が非常に多い。廃棄物ではなく、本当にもう一度製造の原料になる等資源としてしっかり取り組めるよう責任のある事業を」「廃棄物処理＝資源循環事業が成り立つような製造業との兼ね合いでゴミの概念を変える」などの意見があった。

④社内環境の整備・改善

これについても多くの意見が寄せられた。**<社内環境の整備・ハードの改善>**として、「職場環境の近代化」「3K産業と言われる職場環境、イメージの改善」「傷害が多い作業内容を減らす」「廃棄物処理に伴う作業環境が著しく悪い。重労働や建屋内作業の場合、夏期作業は熱中症などなりやすい。希望と誇りを持つためには、事業所の環境整備が必要であり、そのための設備投資が出来る仕組みを作らなければならない」などの意見があった。また**<法令遵守>**として、「産業廃棄物処理業が法令を順守することは当然のこと」という意見が多かったものの、「業界全体が廃棄物の適正処理、及びコンプライアンス面を順守できる様な仕組み作り」を求める意見もあった。

その他、**<健全な運営>**として、「まずは業界としての健全化を考えなければならない」「安定した仕事量／資金力が必要」とする意見、**<企業規模>**として、「競争激化により、技術力・経営力の優れた大手業者のみが残っていくようになる。我々中小業者も生き残れる支援をお願いしたい」「中小規模の事業者が多すぎて、産業として成立していない。合併や資本の受け入れなどにより規模の拡大、業者数減少を進めないと、不毛なダンピング、既得権益者としての縄張りなどが横行したままになる」などの意見もあった。

⑤地位向上とレベルアップ

業界の社会的地位を上げレベルアップすることが将来のために必要とする意見も見られた。具体的には、「リサイクル等中間処理・収運・最終処分など、本業の健全な運営ができることを前提に、社会貢献など社会的地位の向上に努力することが大事」「品格の形成。ま

だまだ産廃業者ということだけで人間性を疑われるような傾向がやや残る。それを除去するには簡単なこと、例えば挨拶、見だしなみをしっかりとというような当り前のことを確立させることが必要」「国の環境対策の中で重要な役割をなす業界であることから、環境業としての位置付けを行い、若者が参加できる内容の構築を目指す」「淘汰も必要であり、しっかりとした企業が生き残る仕組み」「業界としては未成熟なので安全、作業等マニュアルの確立を充実し段階的成長を図る」などの意見があった。

⑥自らの意識改革

将来の為には自らの意識改革が必要との意見も見られた。具体的には、「廃棄物のリサイクル、資源化を進めることによって、産業廃棄物処理業が社会の循環の一翼を担っているという自覚と誇りが持てるようになればと思う」「経営者はもちろんのこと、従業員一人ひとりに至るまでの意識向上」「経営環境が激変する中での課題としてリスクマネジメントの重要性が叫ばれている昨今、この廃棄物処理は避けては通れない道である。誇りを持って事業推進して行きたい」などの意見があった。

⑦業としての確立と業界名称の変更

全体数としてはさほど多くなかったが、「サービス業から脱して独自の業としての確立する必要がある。廃棄物処理業は製造や人の生活の中に必ず搬出される物で、独自の業としては何ら問題のない業種。早く独自の業として認められ、業界の信用度の向上と、業界全体の資質向上に努めていかなければならない」「資源循環会社（業界）として製造業・エネルギー産業と同等の地位を確立するべき」などの意見が多く見られた。

また名称については、「環境創造事業」「地球循環事業」「資源循環業」等、循環型社会の形成の一翼を担っているというポジティブなイメージが湧く名称に変更してほしいとの意見が見られた。

（２）法律・役所関連

法律や役所関係についての記述のうち、廃棄物処理法やその規制・許可等に関する記述が圧倒的に多く、次いで処理価格に関すること、行政の対応に関すること、排出事業者に関すること、全体的な法律整備に関すること、リサイクル製品に関すること、処理施設に関すること、廃棄物区分に関することの順で多かった。

①廃棄物処理法、規制・許可等について

最も多かった意見は、<不適正業者の取り締まり強化と排除>に関するもので、「真面目な適正業者が不利益を被るケースが非常に多いことから、監視網を強化し、不適正業者を排除し適正業者だけが残る仕組みが必要」との意見が圧倒的に多くみられた。

また「法を含めた規制緩和。他の業種に比べて罰則が厳しすぎ」「罰則ばかりでは希望も誇りも持てない」「法規制を強化するだけでなく自由裁量をもう少し認めないと、資源循環を進める上で海外に追いつけない」など<法を含めた規制緩和が必要>との意見も多くみられた。一方数としては緩和より少ないものの「間違った規制強化は考え直す必要があるが、規制強化は進めた方がいい」という<規制強化>の意見も見られた。

許可についてもいくつかの意見があった。〈許可の厳格化〉として、「どの様な者にも許可を交付しているので不適正業者が横行する」「処理業の許可基準を高く設定し不適格な事業者の参入を予防する」という意見の一方、「廃棄物の種類により収集・運搬の許可を持たない運送業者でも運搬できるようにする」「中間処理に関し、許可制度を緩和してほしい」など〈許可の緩和〉を求める意見、そして〈許認可の適正、公平性〉を求める意見もあった。

〈優良産廃業者の優遇〉については、再委託の解禁、営業窓口業務を行う企業を中心としたグループ化、審査優遇などを求める意見があった。

〈欠格要件〉に関しては、見直しを求める意見が多くみられたが、実施の厳格化を求める意見もあった。

廃棄物処理法自体に関しても、「現時点の運用状況ではどうしてもグレーな部分が出る。業種指定品目の対応などの点を払拭しなければ、ほんの一部の処理業者を除き、いつまでも一つの産業として認知されにくい状況にある」「廃棄物処理は、世の中で必須の事業活動であるにも関わらず、処理業者任せの状態である。事業者だけでは対応できない部分については、解決するための公的な仕組みづくりが必要。例えば、最終処分場が欠乏しない様に、公的な機関が最終処分場を計画的に設置する等」という意見や、「許認可の権限をすべての産廃、一廃処理業の権限を一元的に管理する」という意見も見られた。

規制緩和や許認可については様々な意見があったが、次世代のために、不適正業者の取り締まりは緊急の課題として多くの人が挙げていた。

②処理価格の適正化について

〈処理価格の適正化〉を求める意見も多く見られた。具体的には、「無意味な価格競争をなくすため適切価格を決め、適正処理に努める」という意見が圧倒的に多く、「品質ごとの最低処理単価を決める」という意見も多く見られた。その他、「製造業者が製造時に処理コストを上乗せするなど、製造物の処理責任を製造者が負う」「過度な価格競争は互いに消耗する。しかし話し合いは法に触れる恐れもあり悩ましい」「排出側に相応の処理費負担をお願いできる仕組み作りが必要」「収集・処分は県が許可を出しているのだから最後までチェックすべき」「大企業の参入で価格が下げられてしまう」「誇りをもって従事するよう教育してきたが、安値の前には何も効果なし」という意見もあった。処理価格の適正化は、自社のみでは困難であるが、少なくとも業界としての取組が期待されていることが伺える。

③行政対応について

〈行政手続きの迅速化、簡素化〉と〈行政対応の統一化〉を求める意見が多く出された。また、「行政との意見交換などの連携」「行政は指導という立場ではなく、アドバイスできるような組織づくり」「公正公平な立場での立ち入り調査」を期待する意見や、「環境省、各自治体担当者に対して、前向き、健全な経済性に富む廃棄物対策」「担当者のプロ化」を望む意見も見られた。

④排出事業者について

排出事業者に対しても多くの意見が挙げられた。特に、〈排出事業者の意識向上とそのための教育〉に対する意見が最も多く、次いで、〈排出事業者の責任の拡大〉として「処理

業者にばかり責任を押し付けて、厳しい法律を適正に守り、価格の値下げばかりでは未来がない」「廃棄物処理に関する適正ランク付けが必要」という意見もあった。一方、**<排出事業者との対等な関係作り>**についても「排出事業者は下請けに頼らず自ら処理業者との対話が必要」などの意見があった。

⑤法律整備について

「長いスパンで考え健全な方向への改正が必要」「資源循環社会の構築、リサイクル定義の明確化など法の整備が必要」「零細・中小企業がほとんどだが、処理技術や回収スキームは国際的にみても非常に高いクオリティなので、日本の産廃業界が世界をリードする、あるいは、世界基準となるような政策を目指すことが将来的発展に繋がる」など、中長期的かつグローバルな視点からの法整備を期待する意見が見られた。また地方特性を考慮した法整備を求める意見もあった。

⑥リサイクル製品について

<リサイクル製品の推奨と価格の安定化>を求める意見が最も多く、具体的には、「分別は忍耐のいる仕事でみんなが楽しくやるには製品を売るしかない。売れるしくみを作らないといくら分別してもダメ」という意見も見られた。また**<リサイクル品質基準の明確化>**が必要とする意見も多く見られ、「産廃を重要な資源ととらえ、リサイクル化など明確な指針を公にする」という意見もあった。さらに**<安定的なリサイクルルート確立>**に関する意見も見られた。

⑦処理施設について

将来の業界のために、**<最終処分場の安定確保>**を求める意見や**<処理施設のイメージアップ>**が必要との意見、各縣市や業界が共同で最終処分場を設置する案も見られた。

⑧廃棄物区分について

「事業系一廃を全て産廃にすべし」という意見や「一廃と産廃の区分を見直し広く廃棄物処理を適正に行えるようにする」が多くみられるなど、区分の撤廃または見直しが必要との意見が挙げられていた。

(3) 外部との連携など

次世代の業界のために、「連携が必要」という意見も多く見られた。特に、普及啓発が重要とする記述が最も多く、次いで、資格制度の必要性、業界内外との連携の必要性、情報公開についての記述もあった。その他、助成等支援の必要性、社会貢献、反社会組織の排除、海外対策、さらに連合会への意見も見られた。

①普及啓発の必要性

<一般市民への普及啓発>として、「産廃に関する知識や経験が学べるような講習など、業者だけでなく住民も含めた産廃についての意識向上とそのための普及啓発」が必要とする意見が最も多く、**<学校での教育>**として、「小・中・高の教育段階で、業界の意義・概

要を伝える」ことが大切とする意見も多く見られた。その他、「資源循環がなぜ必要なのか？社会に対して説明する努力が必要。教育にも取り入れ、義務と責任ある人間形成も視野に入れ、廃棄物は社会全体の問題として中長期的に取り組む必要有り」という意見もあった。

②資格制度の創設

次世代の業界のために、「管理等技術者国家資格の導入等で社会からより良い認識を得る」として<国家資格の導入>を求める意見が多く出された他、「現行の技術士だけでなく、事務処理や重機運転、プラント操作にも資格を」といった<資格制度の細分化>、「業界ロードマップを作成し、業に関わる資格を国家資格まで引き上げ、プロフェッショナルな業界にすること」「今後の産廃業界は、知識、資格、資源循環的ノウハウを兼ね備えた企業が生き残れる」という意見もあった。

③業界内外との連携

「業界全体で良くコミュニケーションを取り、良いことは続け、悪いことは改善し、働きやすいようにする。」など<業界内の連携強化が必要>とする意見が多く挙げられた他、排出事業者との連携など<動脈産業との連携強化><行政との連携強化>が必要とする意見も多くあった。さらにトラック業界や「メーカー、流通、小売といった他業種との連携による業界のあり方をつくるべき」という意見や「適正処理、リサイクルが豊かな社会を形成している意味を、他業界にアピールするべき」という意見も見られた。

④情報公開について

「業界の透明性を高めるために積極的情報公開が必要」という意見が多く見られた。また「どの様な廃棄物がどのような処理で、どのようなエネルギー資源に役立っているかなど多種多様な処理を明確化すべき」「魅力ある業界として、行政や排出事業者だけでなく、社会に向けての情報発信を継続」という外部に向けた情報発信に加えて、各事業者への情報提供を求める意見も見られた。

⑤支援・補助・助成等

「技術開発、特にリサイクル・リデュースに関する助成・支援の強化」「人材と技術に関する支援制度」を求める意見が多く出された他、施設整備や運搬車両に対する補助制度を求める意見が見られた。「廃棄物処理業は、なくてはならない事業ながら、全般的には企業の体力は脆弱な業界。よって、安定的な収益が確保でき、従業員の士気を高める処遇と、処理設備の高度化や周辺環境の保全に資する投資が可能な体力をつける必要があります。そのためには、金融、税制面での政策的誘導が不可欠」との意見もあった。

⑥社会貢献・奉仕

「個々の企業も適正処理は元より、事業に根ざした社会貢献活動を積極的に行い、その地域に広く優良企業として、認知される努力をすることを前提にし、個々企業において足りないところを補う仕組みが必要」など、地域貢献が重要との意見もあった。

⑦反社会的組織の排除

「反社会的勢力とつながりのある業者がまだたくさんあり、その業者が価格競争等に大きな影響を与えている。法とは何か？と考えさせられるし、業界のイメージダウンにつながり迷惑だ。」など、反社会的組織の排除を求める意見も見られた。

⑧海外

「世界的な廃棄物処理についての統一資格制度や規準を作るための組織化が必要。産廃＝環境問題の解決の一端と位置づけて、世界共通の舞台が必要」「海外展開。処理業を軸としつつ、資源循環、リサイクル方向への業務範囲の拡大」という積極的意見が見られた。

⑨産業廃棄物連合会への期待

次世代の業界のために、連合会への期待・要望も、数は少ないものの寄せられた。主な意見は次の通りである。

- ・ 収支改善を図るため、処理料金の統一化、公示化を徹底すべき。格安処理料業者の排除を協会主導で行い、地域格差をなくすようにすべきで、協会の強力な指導をお願いしたい。
- ・ 全産廃連が窓口となり、許認可の受け付けを代行すべき（各県協会？）
- ・ 政治連盟の組織（発言力）強化。青年部への支援強化。
- ・ 少子高齢化がかなりのスピードで進んでいることは、全員の方が承知しています。数の力⇔中身の力のバランスを取りながら、特に若者に関心を持たせるような、持ってももらえるような、業界推進、発展を期待申し上げます。
- ・ 収運・処分業者の許可業者は、県協会に全員加入してもらい、各保健所等の懇談会に出席してもらい、正しい処理に努めてもらう。
- ・ 業界のイメージアップにつながるテレビ、ラジオでのCM。協会への加入促進。
- ・ 青年部で行っているCO2マイナス活動やCSR活動等、業界の将来を見据えて「こうあるべき」という活動を業界全体で推進し、それに参加する各社のレベルアップを図る。結局のところ各社がレベルアップしなければ、今後の厳しい経済環境の中で各社が発展することもできないし、社員も希望や誇りを持つことはできない。
- ・ 連合会は1本でまとまっているというが、地方ではまだまとまっていない。地区内での指導方をお願い致します。名前だけの「砕石業組合」だけではダメ。
- ・ 所謂、業界というものに、自社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。業界＝各協会とすれば、その意味は、情報収集のために参加していることにある。革新的な技術やノウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか？
- ・ 連合会等で、我々小さな会社にもメリットのある構造改革をしてほしい。
- ・ 次世代の従業員（若手職員や学生など）をイメージし、この業界に対して魅力ややりがいを感じられるようにするために、業界全体としてすべきことについて記述してもらえば良いと思います。
- ・ 収運から中間処理、最終処分まで全てを行い、かつ、最終処分を主体とした企業は資金力も名声も高い……これらの企業から産廃協会の役員が出ている。一方で、収運主

体の小企業は、資金力も能力もない……協会の役員にもなっていない。したがって、協会役員から地域協議会……連合会と上に行くほど発言力が強いので、その意見が産廃業界全体の意見のごとく出てくる。そこには小企業の意見はほとんどない。業界の中での大手企業、中企業、小企業から役員が出て連合会も業界を網羅する組織体にならないと業界の発展はない。連合会は大手企業だけのものではない。

- ・ 若年者の雇用確保によって、産業廃棄物についての知識、法令を学ぶための技術講習の拡大をお願いします。
- ・ 産業廃棄物処理業の範囲は非常に広いが、業界全体で将来の在り方を検討する必要性を強く感じる。個別の創意・工夫は、各社で行っていると思うが、業界全体の纏まった方向付けは非常に難しいことである。

問8. 現行の廃棄物処理法には業の振興の妨げになっている様々な規制があるとのこと見や、資源循環を含め今後の産業廃棄物処理業の健全な発展を目指すべきというご意見などを踏まえ、現在、連合会では新たな制度の創設や廃棄物処理法の改正などについて議論しています。今のところ大きく下記の考え方の方向が提案されていますが、あなたはどの方向が望ましいとお考えですか。お考えに最も近いものを1つだけ選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、④の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

なお、業の振興のイメージとしては、問4の①～⑥を参考にして下さい。

- ①廃棄物処理法の改正を行い、その中に業の振興のための制度を入れるのがよい
- ②廃棄物処理法は適宜見直すが、その他に新たに業の振興のための制度を盛り込んだ別の法律を制定する方がよい
- ③今のままでよい
- ④その他（具体的に）：別紙参照（124件）

②別の法律制定が望ましいと考える者が48.0%、①廃棄物処理法等改正が36.2%であり、③「今のままでよい」は15.8%であった。

資本金別にみると、資本金額が少ないほど、②と①の比率の差が他と比較して少なく、5000万円超～1億円以下（[3]）で②別の法律制定を望む割合が最も高かった。

従業員別では、5人以下（[a]）の小規模企業では「今のままでよい」が他と比較して高い割合を占めていた。法律改正についていくことが困難な状況が伺える。

業務内容別では、収集・運搬・最終処分（[E]）を行う者は、①廃棄物処理法等の改正を望む割合が最も高く、他とは異なる回答傾向を示した。中間処理を行う者ほどには資源循環と直接関わりのない業態であるためと考えられる。

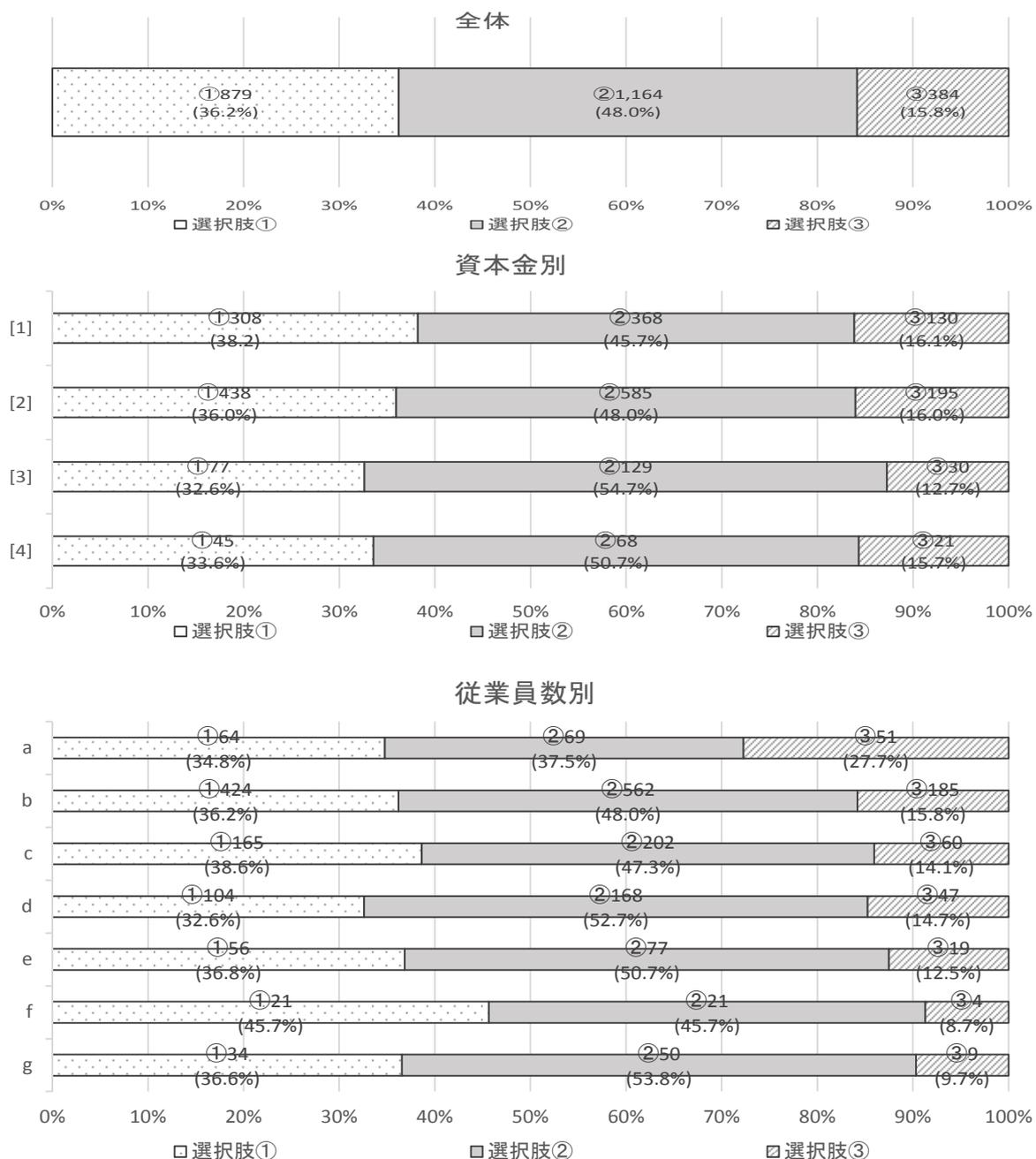
その他回答の記述を見ると、選択肢を補足する内容が多くみられた。①廃棄物処理法改正と振興策については、〈現行法の見直し〉に対する意見が多く、具体的には、「シンプルな法体系にするなど抜本的改正」「処理法の緩和」「リサイクル困難物が多くなっているなど、現状に合った法改正」「適正処理への配慮と共に、経済合理性や商業上の常識への配慮も忘れずバランスよく」などが挙げられた。また〈一廃と産廃〉に関して、「一廃・産廃を見直さなければ業界の未来は見えてこない」「事業系一廃は全て産廃に」「一廃、産廃の垣根を低く」などの意見、〈地域間格差〉に関して、「環境省から都道府県への指導を統一してほしい」などの意見、〈不適正処理業者〉に関しては、「静脈産業の負担とコストのバランスが壊れているから、不適正処理が何度も繰り返している」「無許可業者への罰則が非常に緩い」などの意見が挙げられた。

また②新たな振興法については、〈法制度〉として、「省庁の調整に時間が採られない制度」「現行の“産廃だけ”という考えで行ったら、どんな振興制度を作っても同じ。持続可能社会支援サービスとして、作る、使う、資源化、処理に柔軟かつ横断的に関わる革新が必要」「固執された組織での法改正であれば、周りの法律に何らかの問題が生じる。関係する全ての省庁との法改正が必要」「振興は自然発生的でよい。作業者に至るまで資格要件を義務付け、徹底した区分けを付け、正規業者の格付けアップを図る」「リサイクル

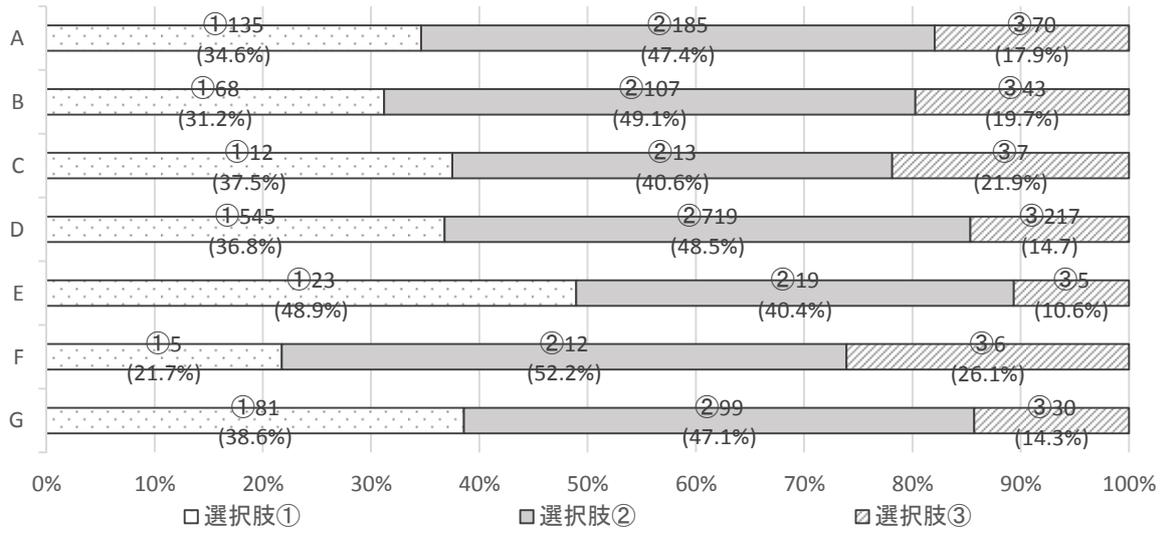
に関する新しい法整備が必要」「地域から必要とされるような新制度」「既に業者が飽和状態なので、新規参入や継続要件を厳しく」などの意見が挙げられた。

③に関しては、「改正の速度が速すぎ、なかなか浸透しない」という意見が寄せられた。

その他として、「短期的な議員立法に頼るのではなく、省庁が意見を的確に汲み上げられるような人的交流から始めるべき」「悪貨が良貨を駆逐する風潮がなくなる制度なら形は問わない」「再生処理技術の向上を促す制度が必要」「大手が強くなるだけでなく、小規模企業の負担にならないように」「法制度で全ては解決できないが、健全な発展を目指す制度なら大賛成」「基本的に省資源の再利用外で廃棄物という中身を少なくしていく政策を」「規制強化もいいが、必要な許可は業界育成のためにも出してほしい」など意見が挙げられた。



業務内容別



アンケート結果（自由記述部分）

問 2 - 2. あなたは産業廃棄物処理業の将来（およそ 10 年先）をどのように見えていますか。そう思われる要因は何ですか。

「⑥その他」回答記述部分

<「①とても明るい」選択者回答>

1. 業の拡大

- ・ 未着手になっている環境汚染防止のための課題が、社会に山積している。
- ・ 時代が進むにつれ、環境面のクローズアップは目まぐるしい。その中で、リサイクル技術やオリンピック需要、海外への技術展開を考えると将来は明るいと考える。

2. 廃棄物が出る（量）

- ・ 人間が生活している間は仕事がある。

3. 新規参入は困難

- ・ 他業界（特に大企業）からの新規参入がしにくい業種である。
- ・ 規定が多く、他業界からの新規参入が難しい。不法処理ができない世の中になってきている。他業界より経営人の羽振りが良いように思われる。
- ・ 寡占化が進み、クリーンな業界再編が成る。

4. その他

- ・ この間、TBSの夢の扉という番組で女性社長が 100%リサイクルを目指している処分業の会社のことが出ていました。100%リサイクルを目指す会社が、一つずつでも増えていけば、資源のない日本の未来は明るいと思います。
- ・ 廃棄物の法規制の厳格化、社会的に処理業者の維持管理の質、経営状況、社員教育などへの要望が高くなり、業者のランク付けが実施されている。会社の質を上げる工夫努力を続けることで、排出事業者から選ばれる企業が評価される時代が来ているため。
- ・ 目先の利益を優先し廃棄物量を増やせば、契約は持続しない。当社との契約で廃棄物が減ったら契約は持続する。当社が何をしたいのかではなく、お客様が何をしたいのかを実現する企業だけが、お客様のパートナーとして選ばれる。
- ・ 将来世代につなぐ事業について、探求し続ければきっと着眼点が見え、新しい産業構造の変化にも対応できる事業構造作りに私どもは、着手し始めたところです。

<「②どちらかと言えば明るい」選択者回答>

1. 業の拡大

- ・ 業界を超えた事業展開が不可欠になる。本気で取り組む企業のみが生き残ると考えます。
- ・ 産廃物を単に焼却する設備を代替燃料施設にすれば、廃棄量は減少し、産廃収集運搬が不可になる等、常に進化に対応できる企業を目指しているので、問 2 は②である。
- ・ バイオマス発電所の増加により、廃棄物（燃料）の争奪が激しくなる→森林の整備→雇用の増加
- ・ 廃棄物業界は、これまでと違い、新たな一分野として未知の可能性を秘めています。エネルギー化や資源として脚光を浴び始めたばかりであり、まだまだ開拓の余地はあ

る。

- ・ 資源、循環分野に参入できれば、廃棄物を原材料とした資源化物（製品）の製造加工を行うこととなり、一種の製造業的な役割を担うこととなると考える。よって、新たな事案の創出など、事業の幅を拡大できると考える。例えば、原材料製造メーカーなど。
- ・ 関東方面での景気押し上げ、東北方面での復興支援等、数年間は景気を支えるでしょうが、その後は下降する可能性はあると思います。技術力や行動力を持って、新分野、または、新商品の開発が明暗を分けると考えます。
- ・ 動脈産業とのアライアンス、コラボレーション。
- ・ 廃棄物処理法では対応の出来ない部分があり、法が変わることで仕事が新たに生まれる。
- ・ 海外へ目を向けた場合、開拓の余地はたくさんあると考えます。

2. ごみは出る

- ・ 産業廃棄物は、各産業において必ず出るものだから。（他2）
- ・ どの産業からも量の増減はあるものの、必ず廃棄物は発生する。優良業者の育成（悪徳業者の排除）や後継者問題により、さらに経済活動の縮小という観点から淘汰が進む可能性がある。そのため、技術力や経営能力がますます問われてくると考えるため。
- ・ 日本という国自体が活動停止にならない限りは、廃棄物の発生は続くので、業としては、将来も活動していくでしょう。しかし、業界のグランドデザインを設計し、あるべき業体を作り上げ、排出業者と手を携え、行政、業界、排出者の立場を尊重しあえる必要がある。
- ・ 既に大企業等が大型施設を持つての新規参入が見られ、競争激化する中で、長年がんばっている中小企業（専業で行っている企業）が厳しい状況になっていることは明白で、今後もこの厳しさが続くと思われる。しかしながら、その中でも廃棄物はなくなることはないという状況を考えると、多少は明るくなるのではないかと希望している。
- ・ 今後、経済の動向により特定の廃棄物が大量に発生する見込みがあることから、ノウハウ・技術力が活かせ、また、これまで以上に問われ、そこにビジネスチャンスがあることから。
- ・ 国内での生産に回帰し、廃棄物は増える（人口減により、20年先はなんとも言えないが）。
- ・ 解体工事の増加に伴い収集運搬、処分量は増加。リサイクルの増加により、最終処分等は減少する。
- ・ 日本国内としては、廃棄物の量が減少するが、世界的に見ると活路があるのでは、と思う。
- ・ 除染作業等により発生した廃棄物の処理が進んでくると思われる。
- ・ 高度経済成長期に建設されたRC構造物が老朽化により、解体時期を迎える。

3. リサイクル拡大

- ・ バイオマス利用施設の増加によって、従来の木質廃棄物のリサイクル用途に幅が広がる。（他1）
- ・ 環境破壊防止のため、リサイクル材（改良土）の使用が増えるように設計に取り入れ

る。

- ・ 更に国等が3Rの実践に取り組む体制強化に期待。
- ・ 廃棄物のリサイクルは増加しても、産業廃棄物処理業の中で行っているリサイクルは減少しない。また、当社のような焼却炉を持って中間処理をしていて、焼却しなければいけない廃棄物が無くなることはない。
- ・ 産廃に対する企業の考え方の変化により、再資源化は益々進んでいくと思われる。今よりもっと有用な資源となる可能性があると思われる。(他3)

4. 新規参入なし

- ・ 忌避される産業ゆえ。
- ・ 新規参入が難しいので、既存の企業が安定してくるから。(他1)
- ・ 法整備が進み、業界が淘汰されていくと考える。よって、永年のノウハウを持った企業は、生き残りを図れると考え、日々の努力が実を結ぶと考える。
- ・ 処分場が少なくなり、競争相手が少ない。
- ・ 人材不足による業者数減少
- ・ 業界そのもの自体が他に比べ恵まれている。

5. その他

- ・ 整理・統合が進み、大資本による寡占化の始まりとなる。
- ・ 今後、業界の再編、業者の淘汰が拡大していく。そのような状況は、経験、技術力、経営力があり、正義感、倫理観のある業者が残っていき、結果的に専門的な優良業者が各地域で進捗する。(他1)
- ・ 悪質業者を排除して行くことで、社会への認知度を高めてゆけば、将来は明るいものになると思う。
- ・ 廃棄物業界は、これからますます業界内格差が明確になる。
- ・ 廃棄物量は確実に減少する一方で、かつ立地する地域(土地)は、高齢化と人口減少が進み、全体が縮みつつある。業績悪化を止めるため、アスベストの低温処理を模索中。事業化までには、紆余曲折が予想されるが、邁進するより無しと考えている。
- ・ 最終処分場建設のために必要な土地の確保が非常に困難であり、新規処分場の開設が不可能に近い、この傾向は今後ますます強くなる。
- ・ 最終処分場の逼迫等が問題となっているので、処理料金の値上げや分別に理解を得やすい状況ができつつある。(他1)
- ・ ISO14000 2015 バージョンには、やっとな優良認定に係る記載も出て、業界の本来最重要とされている法制度の順守状況が評価されるようになる。
- ・ 公共工事等の数はあまり変化ないと思う。弊社エリアは処分場が少ないため、横ばい状態であると思う。
- ・ 以前に比べ、廃棄物処理業の社会的立場、重要性が認識される様になり、また、環境問題が議論される中で、循環型廃棄物処理業としての取り組みが、今以上に社会に求められているため、事業活動として必要不可欠な存在であると考えています。(他1)
- ・ 日本の技術、ノウハウが海外で活かせる時代になると思う。
- ・ 一般廃棄物処理との組み合わせ等、廃棄物処理全体での合理化を進める。
- ・ 国、または、地方自治体が循環型社会に向けて出口をもっと広げ、協力を惜しまず、

真の循環型国造りを行うことができれば。

- ・ 産業廃棄物処理業としては、約 20 年位の経験しかないが、今後も排出業者へのニーズに応え、環境事業として、まだまだ業界として伸びると思う。
- ・ 当社は、木くず処理を行っているが、将来は、伐採等の大口が大幅に減少すると思われる。
- ・ やり方次第であるが、大きな部分では暗いかもしれないが、マクロの部分では明るい。

<「③どちらかと言えば暗い」 選択者回答>

1. 人材不足

- ・ 新規採用人員の確保が難しいこと、及び運転者の確保について、物流業界の競争激化と労働条件の問題も解決する必要あり。(他 6)
- ・ 処理コストの増大に比べて、処理費用への転嫁が難しい。人材の不足(特に若年層)。
- ・ 少子化による労働力の減少。3Kに人手が回らなくなる。(他 1)
- ・ 技術者不足と、より高度な設備を必要とする。
- ・ 零細企業が多く、小規模事業者は高齢化し、後継者不足から廃業、譲渡が進み、一方これらにより、規模を拡大した事業者は、業務、人の管理、教育といった社内的なもの、適切な処理を行う業務のこと、価格競争への対応で、より経営力が必要になります。
- ・ 高齢化社会の高齢者就労は良いですが、若年層の就労者が減少していくのではないかと思います。
- ・ 業界が再編に向けての準備が出来ていない/従事者の高齢化

2. 量の減少

- ・ 資源循環分野は、産業廃棄物処理業の範囲内より、生産工程、設計工程での改善が重要であり、技術開発により、産廃物を大幅に減量させる方向になると思う。
- ・ 公共事業、工事発注量の減少により廃棄物量が減少。(他 1 3)
- ・ 公共工事の内容が、新たな社会資本整備から維持管理及び修繕にシフトし、建設副産物の排出量が減少する。
- ・ 少子高齢化・人口減に伴う発生減。(他 8)
- ・ リサイクル増加になり過ぎ、再利用が減り、在庫が増える。
- ・ 離島のため、産廃が少なく経営が厳しいです。若者が都会へ出て行き、人口が減少している。
- ・ 地方疲弊により、建設工事関係が減少する。(他 2)
- ・ 現場事業所にて自ら利用や個別指定などと称した無許可施設が増え、安易な処理がなされるために、正規許可業者は、廃棄物量が減少し、処理費用の競争が激化するのに、受け入れ廃棄物は、処理にコストがかかる処理困難物ばかりになってしまう。
- ・ 生活活動が高度成長期の様に活発になる時代が来ることは無いと考え、リサイクル意識が高まる世の中で、廃棄物が減少し、競争は激しくなると考えます。
- ・ 中間処理施設では、細分化が問われ、技術力と規模が必要となり、できるかできないかで二極化する。弊社は建設業での解体工事を営んでいますが、現場では、アスベスト含有建材等、特殊な廃棄物を除き、ほとんどが分別され、中間処理施設で再資源さ

れています。今後は、更にゼロエミッション化が進むため！

- ・ 景気が良くなれない限り、構造物の建て替えとかが増えない。
- ・ 収運だけでは？木くずが発電により産廃ではなくなっていくのではないかな？
- ・ 人口減少及び製造業の海外移転等から廃棄物の減少が懸念される。
- ・ 産業廃棄物は、日本国内の生産が海外に移るため減る。国内は、老人化して生産減。産廃なんかコストが低く抑えられる。

3. 価格競争

- ・ 色んな面の法規制が厳しくなる上に、単価競争になりそうな気がします。
- ・ 規制等が厳しくなる一方、処分費、RC砕石等の価格が、競争が激しいため、思うように上がっていないのが現状。
- ・ 大手処理業者に中小規模の処理業者は淘汰？され、更に資金力、技術力から処理設備の格差が開き、処理費用の下落等で太刀打ちできなくなるおそれがあるため。(他3)
- ・ 埋立て等の最終処分委託に係る費用の高騰。
- ・ 業者販売、運搬の地域も拡大して行き、価格競争も激しくなる。
- ・ 処理費の単価競争、有価物の買取価格、国内外における価格変動、都道府県による単価の相違などさまざま。
- ・ 人口減少による排出事業者の淘汰による競争の激化。
- ・ 排出事業所の処理費用が適正価格になかなか応じてくれない(排出事業所の廃棄物処理に関する知識が不十分ではないかと思う)。
- ・ 既に、産廃処理というよりリサイクルへの流れ。産廃処理が表に出て来るほど、ニッチとしての利益が望めない。競争激化により、オンリーワンを目指さないと生き残れない。
- ・ 処理施設の老朽化に伴う閉鎖。新規参入の減少(特に中間処理業、最終処分業)。公共関与や大企業による単価の減少。
- ・ 市況の相場単価が処理業に求められる実勢原価に足りず、原価の増加は容易に想像がつくものの、相場単価の適正化に向けた業界の足並みが揃わない。
- ・ コストが見合わない(コンプライアンス対応) / 国や行政の協力体制がない。
- ・ 有価物としての競争が激化する。
- ・ 業者が飽和状態で、処理費の下落は避けられない。
- ・ 二極分化が進み、大規模業者と中小零細の色分けが明確になる。規模のない業者は淘汰されてゆく。
- ・ 処分までできないと、収集運搬だけでは限度がある。
- ・ 普通、誰もが廃棄物処理に係るコストを下げたいと思っているから。
- ・ 買い取りへの移行
- ・ 廃棄物を処理し製品化しても、公共事業の減少が進み、販売単価の下落が予想される。そのために、営業競争が激化して行き、結果、受け入れ出荷のバランスが崩れる。

4. 施設費用、最終処分場不足

- ・ 振動、騒音、粉じん対策に要する費用の増大。 / 新規申請に対する周辺住民の理解を得ることが困難。 / 官公庁の審査対応などに時間がかかり、タイミングを失う。
- ・ 新規の工場立地が無い。

- ・ 最終処分場の不足・確保困難。(地元理解、法制度、資金と時間等)。(他 1 6)
- ・ 施設の立地条件。処理能力に限りがある一方で、廃棄物がなかなか減らない。
- ・ 法規制を守るため、リサイクルするが、発生物の処分・分別にコストがかかる。(他 3)
- ・ 高度技術の開発導入に多大な資金が必要。
- ・ 再生資源(路盤材)の受入先の問題。がれき受け入れと路盤材出荷量のバランス。
- ・ 建築投資縮小
- ・ 新規材料(新材料)の普及で、産廃処理方法の確立を行おうとすると、それに対する、技術革新に対する設備投資等、小規模企業ではできない。
- ・ 処理機械・設備の老朽化による処理・修理費用の増大(他 2)
- ・ 中間処理後に出た残渣物の処理が困難。捨場不足。

5. 法令行き詰まり

- ・ 廃棄物処理法自体に行き詰まりを感じる。法の規制が多く、簡素化されたシステムの再構築が必要ではないか?(他 2)
- ・ 法律などの規制が厳しくなる。
- ・ 食品リサイクル法など、ゴミ(食品残土等)に対する認知度など、知られていないことが多いと感じる。
- ・ リサイクル法が確立されていないものが多く、設備が処理方法で困惑するところがある。
- ・ 廃棄物関係で何か問題が起こると、その都度、許可事業者への規制を上乗せし、今まで不要であった事務や業務の量が増え、経営を圧迫するが、他法で無許可でいいかげんなことをやっている人たちは、放置したままであるケースが少なくない。
- ・ 法令や住民の見方が厳しくなる一方だから。
- ・ 法規制が厳しい。適正処理を行っている企業も辛くなっている。
- ・ 許可業者に対しての指示等が、県の担当者により大きく変わるし、施設に対して厳しいです(中間処理破砕プラント)。
- ・ 国立公園の指定。ジオパーク認定等。環境基準の締め付け、環境と生活のはざま。
- ・ 法が厳しくなったり、方法等の変更を余儀なくされ、経費が増大していく。
- ・ 法規制強化による許可取得困難。
- ・ 法規制により、破砕施設の整備など許可申請に時間と費用を要する。安全性、環境面での改善を計画しても、手続きが厳しいイメージがある。
- ・ 処分業における規制が、厳しい基準を持って進行している現在においても、法を犯し業をしている企業があるが、このことから、法を守らない企業が利益を上げ、法を守る企業の利益が減る、ということが現実問題としてあるので、産廃業の将来は暗いし、山口県でも法を犯しながら業を現在進行形で行っている企業が何社かある。
- ・ 環境整備美化を国が推進して行くと思われるため、それに関し、各企業における資源保全並びに排出規制が、今後更に厳しくされると思われる。

6. その他

- ・ 産廃関係の講習等で金を集める団体が有りすぎ。
- ・ 有価という位置づけにより、法を無視する企業が多く、また、法の整備も進展なく地方自治体の考え方も統一性に欠け、混乱を招いている。有価資源の適正な枠組みの確

立。

- ・ リサイクル製品に対する価値観の低さにより、商品化の発展等が難しい。
- ・ 地域の悪臭協議会等において、改善、協議を行ってきたが、業務縮小を行う計画です。
（他1）
- ・ きれいな循環構造にならないように思う。
- ・ 家屋解体において、ハウスメーカーの建築物に限り、再生できる材料で作られていない。ここに来て、外壁の張替え工事が増加している（ほとんど埋め立て処分）。
- ・ 建設工事を行っている業者が、工事量の減少に伴い、この業界に入ってくる方々が多くなると思う。
- ・ 適正に行っているにも常に横目で見られ、地元住民への迷惑料等を要求される。この事業を20年以上やってきたが、一度もいいことはなかった。後継者には継がせたくない。
- ・ 安定処分地の受け入れ基準が、業者や自治体でバラバラすぎて作業に支障が生じている。統一してほしい（全国で）。
- ・ 人口減と空洞化。素材技術の進歩。
- ・ 産業界の変化に伴い、廃棄物も変化し、併せて業界情勢も変化してきた。という歴史を考えると、今後は「更なる適応力」が求められることになる。
- ・ セメント業界では扱いにくい廃棄物（例えば水分過多、塩素過多、重金属類等）を処理する役割が求められるから。
- ・ 明暗の定義が理解しかねます。儲けが上がることを明とするのか、CSRを含め、社会的地位の向上を明とするのか、勿論、前後者共に達成が望ましいですが、後者を理解できない方がこの業界には多数存在するのが現状。しかも、業界を牽引する組織の役員に多数見える以上、業界の発展はあり得ない。
- ・ 分別不可なものが増える傾向にあり、処理費がかさんでくる。
- ・ 入札等、現行の処理業者以外の業者が入って行きにくい仕様書になっているように見受けられる。排出元へもう少し透明化の指導基準のようなものがあればと思う。
- ・ 反社会的勢力が排除されているか疑問。
- ・ 処理費用の値上がりを社内努力でカバー。
- ・ 近年の蛍光灯の処理にしても、業界への指導はあるが、事業者への指導ができていない。また、容器リサイクルなど、本来国内でリサイクルするものが、途中までしかリサイクルになっていない。

<「④とても暗い」選択者回答>

1. 公共事業減少

- ・ 地方（特にへき地において）公共工事の減少により、廃棄物量が減少している。（他6）
- ・ 民間工事の最悪の不景気が続いている。今後の政府の公共工事発注による景気対策が見込めない。災害被害による公共工事が出るかどうかにか頼るしかない状況。

2. 量の減少

- ・ 産業界から小さな商店までも廃棄物を減らす方向に進んでいる。
- ・ 大手企業が海外進出をやめない限り、国内の製造業は衰退する。したがって、国内の製造が少なくなれば、廃棄物も少なくなり、リサイクルの原料も無くなってくる。

- ・ リサイクル減少、廃棄物量増加（処分を考えないと向上に再生品（砕石）が増加する）。
※廃棄物が出る企業・機関は、再生を主として使用する工法を計画してほしい。
- ・ 近郊の現場、物件等が減少するために、受け入れ数量が減少するから。
- ・ 当社は木くずのみですが、バイオマス発電所の建設で、有価処理などの増加で木くずが無くなる恐れがある。今、現状においても、バイオマス事業を産廃業者が運営するため、幹、根株など有価で買い取り、バイオマス建設地で処分業の許可が無いのにもかかわらず、遠方地の自車処分場で受け入れた様にカラマニフェストを発行するため、木くずが半分まで落ち込んでいる。

3. 価格競争

- ・ コーヒー粕やトーフ粕などが、有価の取り引きとなり、それが影響して他の物も値下げに転じることが、すでに起きている。
- ・ 入札制度で、毎年落札額が減っている。同じ作業をしても、数年後では赤字となり、企業存続が危うい。
- ・ 処理費用の減額が一層進むから。
- ・ 現在の処理費用では、建設汚泥処理物の適正処理（最終処分と有償売却）が不可能であるから。無許可の廃棄物を受け入れている業者を取り締まることなく、長期間野放し状態だから。
- ・ 排出事業者の廃棄物に対する考え方と費用が、現場とあまりにも温度差がある。

4. 施設更新・処分場不足

- ・ 施設の更新が大変。
- ・ 産廃処理に必要な機械の経費が出ない。
- ・ リサイクルできない物の行き場がない。最終処分地の激減が見込まれる。
- ・ 中間処理及び最終処分の設備投資が難しい。理論上では出来ても、投資効率が悪く、また、設備の内容も技術的に応えているものが少ない。中途半端な代物が多すぎる。
- ・ 新しい建物ほど管理型品目、処理困難な材料が使われているため、処理費用の高騰、処分場の減少で、処分が現在よりスムーズに行かないと思います。
- ・ 処分場の減少。遠方により、処理費用のコスト高。

5. その他

- ・ 産業廃棄物処分業の許可を取得するまでの各種手続きが難しくなっている。
- ・ 鋳物の生産がEV自動車などの影響により減少しているため、鋳物廃砂が減少し、RCS（製品）の販売も減少傾向にある。
- ・ いくらリサイクルしても、その商品が工事の設計に入っても役所は使わない。変更する。
- ・ 国のあり方がおかしい。法律が厳しすぎる。
- ・ 外人の方々のやり方。外人の方々の商売の仕方。
- ・ リサイクル施設にする様に推進してきた国が、そこを飛ばしている。ゴミ→有価→リサイクル利用…○（これでは産廃業はムダ）、ゴミ→産廃→リサイクル利用…×（この方向に進めて行くべき）、何のために許可を取ったのか。無許可でリサイクルはおかしい。
- ・ 産廃協会に入っている所と入っていない所との差は全く見当たらない。行政も他人事

のように無関心で、指導力は衰えている。

問3. 資源循環、低炭素化が求められる中で、より社会に役立ち信頼される産業廃棄物処理業とはどのようなものだとお考えですか。

「⑦その他」回答記述部分

<選択肢関連回答>

①法制度のコンプライアンスが確立されている関連

- ・ 安全対策も含めたコンプライアンスの確立／情報開示の義務化

②排出事業者が安心して仕事を任せられる能力を有している関連

- ・ 永続的な受け入れ。
- ・ 排出事業者が安心して仕事を任せられるとは、結果的には、コンプライアンスが守れるということであり、人格、能力共に優れた人材とは、すなわち、信頼もあり、技術力も優れている人だと思うから。
- ・ 選択肢①、③は、継続的に事業を営むために必要な礎と認識（＝②）しています。

③情報の公開により周辺住民、地域等に安心感を与えている関連

- ・ 情報公開だけでなく、様々なCSR活動を行ったり、地域の商工会中でも優良だと思ってもらえる会社に成長することで周辺住民、地域等に安心感を与えている会社。
- ・ 一にも二にも地元の理解が第一である。どこまで事業が地元根ざしているかである。
- ・ 排出事業者並びに地域住民などからの問い合わせ、疑義に対して迅速に回答できる体制を整えている。
- ・ 地域との共存共栄の努力を継続し、認められている。

④高い事業力、技術力を持っている関連

- ・ 役立つリサイクル、エネルギー回収効率の高い焼却、安全・安心な埋立処分ができる業者。
- ・ 本当の廃棄物を少なくし、いかに資源化していくか、そこにどれくらい技術力を費やすかで提供できる事業が確立できる。

⑤人格・能力ともに優れた人材を育て抱えている関連

- ・ 優れた人材がいれば、コンプライアンスも確立されているだろう。
- ・ 廃棄物処理業は、人材不足である。教育レベルを上げる必要性が高い。世間からの3K（キツイ、汚い、危険）イメージをなくす努力をもっとする!!
- ・ 誰でも簡単に始められる業種ではなく、国家資格などを設け、高度な知識と技術がなければ仕事ができないとすることが必要と考える。
- ・ 優れた人材（特に若年層）の育成の難しさ。
- ・ 社会に役立つという視点では、人材育成が必要。将来の状況を把握し、後世へ何を残していくことができるのかを考えることができるか。経営の視点からですと、答えは全て違います。
- ・ 企業も業界も人材次第であると考えます。
- ・ より社会に信頼されるためには、コンプライアンス遵守、高い技術力が必要なのは当然であるが、何より決断するのは人である。なので、優れた人材を育てる仕組みづくりが重要となる。
- ・ 細分化された処理方法での優れた人材とは当たり前のこと。

⑥廃棄物処理法に基づく優良業者として認定されている関連

- ・ 優良業者認定だけでは、信頼はできません。私は、いかに丁寧に選別をし、処理を行っているかだと思います。
- ・ 優良認定も必要なことだと理解はできます。しかしながら、不法投棄や廃掃法を遵守していない企業が取得しているのも事実。認定基準に疑問。
- ・ 優良業者という認定が、いまいちピンと来ない。HPで公開していたり、決算書を公開しているだけで、優良とは言えないと思う。優良でないから悪い業者、と思われるのはどうかと思う。各県の優良の基準があいまいで、統一感に欠ける。
- ・ 優良業者認定の価値観を高めるよう努力願います。
- ・ 優良業者の評価より、悪質業者を公表し、適正業者か否かを公表し、処理業者を消費に選択させた方がいいのでは？

<それ以外の回答>

<企業の改善>

- ・ 地域密着型企业に進む。
- ・ CRS活動（他1）／同業者とのネットワーク（他1）
- ・ 財務内容
- ・ お客様の身近に役立つ技術を有し、地域貢献と社会問題解決へ貢献する企業であることが望ましい。
- ・ 資本力が必要となる。
- ・ どんな業種も循環をして成り立っているので、人材も含め、向上心のある会社でなければならないと思う。地域からも依頼される会社。
- ・ 資源循環に特に重点を置いて事業を進めている。
- ・ 企業（得意先様）にもメリットがある提案を出せることも重要と考えます。

<業界の改善>

- ・ 業界全体の底上げ、排出者からの廃棄物を委託されて処理しているのだから、正当な対価で業を行うべき。
- ・ 適切な価格が提示できること。
- ・ 資源循環、低炭素化等の言葉を正しく学習理解し、受け入れ態勢を整え、業界として歩むべき方向、道を模索する目的、目標を整え、その上で業界の意見を求め、他業種の意見を取り入れ、等業界の歩むべき人、企業を作ることが大事と思う。
- ・ 長期にわたり、安定的に廃棄物の資源循環が円滑に継続されていること
- ・ モノにとらわれるより、最も大切な人間社会における社会構造のしくみにフォーカスすべき。
- ・ 情報公開をしても、公共工事の受注業者が一部見るかどうかで、意味がないと思います。世間の産廃に対するイメージ、認識をクリーンで、信用を得られる対策が必要。自己満足の机上の空論。産廃の不法投棄、違反が報道されている限りは、全く意味が無い。
- ・ 環境産業としての業務認定がされ、業種としての社会的認知がなされなければ、いつまでも裏稼業のままである。

- ・ もっと業界の透明性を確保すること。

<法制度の改善>

- ・ より効率の良い処理方法ができるように、法の見直しが必要。具体的には、リサイクルの幅を広げる有機物は、カロリーがあるので、有機物であれば、燃料化を認めるなど。
- ・ 建・土・環、それぞれの行政が、実務に沿った制度を確立していないため、矛盾だらけだ。いつか大規模な“ちゃぶ台返し”が行われる時に、大混乱は必至だ。
- ・ 法が一番だと思う。
- ・ リサイクル品目を簡単に増やさせてほしい。折角、販売しようと思っても、法に触れてしまうのはおかしい。
- ・ 新規事業者のための法による規制により、条件的に大変難しいことと、時間が大変取られる。

<排出事業者への指導等>

- ・ 各協会及び組合員でない業者が多数いて、その業者が低価格で仕事をしているので、排出事業所にとって、コンプライアンス、技術力、優れた人材等はない。安くて、適正に処理できればどこでも良い。
- ・ 排出事業者への教育。目の前から産棄物が無くなればそれで良い、という考え方が未だ多い様な気がする。また、ややこしいのでプロ（業者）に一任するのがベスト、という考え方もある。そうではなく、排出事業者自身のレベルも高めていくことが、社会に役立ち、信頼されることに繋がる。
- ・ 排出事業者の基準にも今現在よりもっと厳しい基準を設けて、許可を有して業を行う企業であれば、許可を出さなければ良い。処分業者も厳しい基準が必要ではあるが、排出事業者側も更なる基準を設定すべきである。
- ・ 排出事業者への理解を深め、協力が必要。

<その他>

- ・ 法的にコンプライアンスを順守している会社を国・市町村発注の工事に対して推薦してはどうか？また、再生砕石（RC-40）とは名ばかりで、コン殻、アス殻が全く入っていないクラッシャーランを宮城県石巻地区の砕石業者が平気で出荷しており、地元ゼネコンもそれを黙認している現実がある。これで適正な循環型推進社会といえるのでしょうか!?!この点は、厳しく取り締まっていただきたい。現場を見ヨ!!砕石業者、土木工事受注業者、官庁の癒着があるとしか思えない!!
- ・ リサイクル製品が歴史的に見て事故がなく、安定して販売できている。
- ・ バイオマスエネルギー総合戦略決定以降、地域に賦存するバイオマスを利用したバイオマス発電、堆肥化、エコフィールド等の提案を行ってきたが、どれも取り上げてもらえなかった。また、県は最終処分等の建設を認めていない。
- ・ グローバルな社会となっている中での資源循環、低炭素化の進め方は、国際競争力という意味で難しい問題がある。国民の理解が得られるような仕組み作りが大切である。
- ・ 選択肢①～⑥全てが求められると思います（他1）。但し、コンプライアンスを厳しくすればするほど、常識的なことから乖離し、良心的な企業が退場するのではないかと懸念しています。

- ・ 法制度も更に厳しくなり、再生利用の品目も増え、そのための規模と技術力が必要となり、ドイツのように、最終処分場に処分する廃棄物がほとんど無くなり一般の人々も関心が高くなりつつある。
- ・ この業界に上記選択肢のような理想論は、もはや存在しない。

問4. 産業廃棄物処理業における資源循環の事業を後押しする方策

「⑧その他」回答記述部分

<選択肢関連回答>

①サービス業から脱して独自の業としての確立（日本標準産業分類上も）関連

- ・ 選択肢①の達成なくして発展はあり得ないと考えます。
- ・ 産業として特化することは、業態を鑑みて良策とは思えない。全ての業種に入り込み、必要とされる形への進化を考えるべき。

②技術管理者等の国家資格の導入関連

- ・ 公共工事の増加。

③人材育成に対する公的な支援関連

- ・ 人材確保に対する公的な支援。業界の底上げに対する公的な支援。
- ・ 年1回、強制的に講習会を開催すれば、講習会后、試験①～④にこだわらず、知識、意識の高揚へつながる。
- ・ 現在、従業員の確保がかなり難しい。汚い作業をやる方は、今後ますます減るでしょう。

④技術開発に対する公的支援の拡大関連

- ・ 先進的技術の情報提供。
- ・ 資格に重点を置くだけでなく、企業の実績の重視。
- ・ 技術開発に対する公的助成金の確立が必要。

⑤資源循環のための有利な融資枠拡大

- ・ リサイクル、リサイクルと言われますが、法が厳しくて、リサイクル可能なものまで廃棄せざるを得ない。であれば、設備を整え、もっとすばらしい資源を作りたい

⑥海外展開のための人材育成・情報提供

- ・ 人材育成、とてもすばらしいと思います。入国が厳しくて数年前よく見かけた外国人も、今はほとんど見ません。

⑦産業廃棄物処理や資源循環に係る政策形成過程への参画（関連法令等策定に当たって必ず意見を言える仕組み）

- ・ 意見を言える場があると望ましいから。
- ・ 法の改定にあたっては、処分業者の意見を取り入れる形を作してほしい。

⑧周辺の地域住民等との紛争処理の仕組みづくり

- ・ 施設を設置（地域との協議なしに）できる特区を作る。
- ・ 住民の紛争、国がもっと業者を見守ってほしい。住民の意見のみ聞き入れている。

①～⑧複数該当

- ・ 選択肢④⑤、特に支援拡大を希望する。
- ・ 選択肢④及び⑦にあたり、事業者だけでなく、行政サイドも資源の利活用について、新たな活用方法等を積極的に出していきたい。

<それ以外の回答>

<法制度の改善>

- ・ さまざまな法律が作られているが現状に合った物が少なく感じる。現状に合った法律の整備が必要（他3）。
- ・ 現在の廃掃法に取って代わる新しい法律に作り変える。欠陥だらけだから、〇〇リサイクル法なるものが次々に生まれる。欠陥1．暴力団を想定した部分を切り離すべき（別の法律で管理する）。欠陥2．一廃と産廃の区別をなくすべき（他1）。欠陥3．業種指定をなくすべき。これらが循環型の弊害となっている。他法令とのリンク：循環処分できないものを作ってはいけない、と決めることができる。
- ・ 太陽光パネル処分法確立
- ・ 排出事業所における廃棄物管理が徹底される方策。
- ・ 有価無価の規定の明確化、ないしは、排出物として一様に取り扱う法制度の規定。
- ・ 廃棄物の再資源化に対する規制の緩和。
- ・ 資源循環を推進するならば、再生資源とバージン資源のコスト差を埋める制度を創設する。
- ・ 再生資源を一定の割合で使用することを義務づけること等を「環境配慮契約法」等で規定する等、既存システムを活かした制度構築を図るべく、国への働きかけを実施すべきである。
- ・ 過当競争により、処理費の下落傾向が続いている。ライフラインの一部を担う産業として、適正価格を維持できるような法的な支援をお願いしたい。
- ・ 適正に廃棄物の処理を実施するためのコストを、動脈産業が適正に負担するために、デホジットとして公的に公平に徴収し、廃棄物の処理業者へ再配分する仕組み等を創設する。
- ・ 一般廃棄物と同じように、自区内処理とする。広域処理をしない。
- ・ 不適正業者の排除。
- ・ 建設系の産業廃棄物からの分離、所管を国交省に（排出事業者の立場の違い）。
- ・ 過剰な自由競争の排除。最新設備の導入や改善を行う上での法規制の見直し。
- ・ 強制力を持たせた「グリーン購入法」等を盛り込めないかと思う。
- ・ 工業団地及び流通業務、団地造成事業における廃棄物処分用地（都市計画において位置の決定を行った用地）の確保義務化。
- ・ 「優良業者」は、何かにつけて有利な方法を!!「優良業者」は、申請時には各協会のお墨付きを添付することにより、加入者は増加。アウトローの減少。→業の必要性。
- ・ 優良産廃処理業者への更なる優遇制度（施設整備・技術開発等補助金メニュー増加、増枠など）。
- ・ 産業廃棄物処理の規格化（JIS化）
- ・ 建設資材の新規製品の基準に、処分することまで含めた製品開発の流れを希望します。
- ・ 炭素税や産廃税など、リサイクルに流れる社会システム。
- ・ マイナス案件に対して策を出すだけでなく、プラスを評価する政策が必要。

<行政の変革>

- ・ 必要不可欠な仕事なのに、迷惑施設とか、屋根をかけてはいけないとか、最終処分場の許可が出ないとか、行政側の改善ほか、法令の例外等、官民で作り上げていく姿勢。
- ・ リサイクル事業の行政への申請手続きの簡略化、優良事業者へ行政からリサイクル事業への働きかけ。(他2)
- ・ 公的支援導入時の手続き、条件が煩雑すぎて使えない。
- ・ お金では解決しない。担当役人の頭の中を変えてくれ！県や市(国)の担当者は、もっとプロになってほしい。(他2)
- ・ 産廃法の運用方法の緩和。機械の入れ替え時等、もう少し簡単にしてほしい。
- ・ 安易な補助金は止め、補助金を出す側の技量の強化。
- ・ 各管轄の行政の協力体制が必要。行政の協力なしでは、なりたない業界である。
- ・ 都道府県各々で置かれている状況が異なることを踏まえての処理、方針を考えていただきたい(人口密度や最終処分の立地等)。
- ・ 地域と役所との連携。
- ・ 公的機関の入札制度の見直し。単なる価格優先ではなく、総合評価制度の導入の促進。
- ・ 最終処分場建設には、公共機関が関わるべきと思う。
- ・ (道)知事、(市)環境部が、自社で行い、施設増量のために計画の段階に対して聞き取り上げて、部所、または、係方の対応があるとスムーズに流れて、着工も楽に。また、造成、設備等が適時に進めて行けると考えます。
- ・ 排出事業者、処理業者、行政担当の認識度、理解度の温度差を埋める情報の共有化が必要と思われる。
- ・ 排出者(法人・個人)に将来の適正処理(リサイクル)費用の説明理解を求めてほしい。
- ・ リサイクルするには、一旦、産廃業を通してからにしてほしい。何のための許可ですか。
- ・ 県外搬入事前協議の廃止
- ・ 個々の自治体の条例による規制が、広域的な事業展開や効率化の障害となっている。

＜施設・設備に対する公的支援＞

- ・ 工場のメンテ、修理等、維持管理など施設整備に対する公的支援。
- ・ 処理施設の整備や車両の代替等の公的助成。
- ・ 資源循環の事業を行うにあたり、公的な支援が無く、各事業所が自費で工場を作り、営業している。県や市は当たり前のようにリサイクル、エコと言うが、何も支援はないというのはいかがか。
- ・ 中小企業の投資に関する優遇税制は、従来、機械装置と工具器具に限られて来たが、処理施設新設増改造に伴う必要な投資全般について税制改正を行ってほしい。

＜リサイクル品の促進＞

- ・ リサイクル製品を使用する義務、強制化、国の積極的な指針。(他6)
- ・ 再製品の需要拡大への公的支援
- ・ リサイクル製品の価格を公的補助の拡充によりアップさせる(消費者のリサイクル製品の購入が促進され、資源循環の効率が良くなる)。
- ・ リサイクル品をどんどん使用して、ゴミを減らさないと大変なことになる。

- ・ 市場経済原則にそぐわないリサイクル品が市場で優位になる方策。
- ・ 自社は堆肥化ですが、県職（農政）が「産廃で作った堆肥は…」などとリサイクルに対して否定的な発言をする。有機JASなどで使ってもらえないなど、公的な人達の意識改革が必要!!
- ・ リサイクル品の認定、及び品質基準の明確化／受け入れ基準の明確化と廃棄物のカスケード利用の推進
- ・ 国県市町村、各役所から出る産廃でリサイクルできる物は、再度、使用するよう行政指導してほしい。
- ・ 資源循環を維持継続するためには、市況の価格等の変化にリスクが伴うため、行政も費用の負担をする仕組みが必要である。
- ・ リサイクル業（≒製造業）と処分業を分類し、リサイクル業への許可基準の緩和や補助金制度の拡充を求める。

＜排出事業者責任の拡大＞

- ・ 排出事業者の意識改革
- ・ 排出者（法人・個人）に将来の適正処理（リサイクル）費用の説明理解を求めてほしい。
- ・ 解体業者について、廃棄物の選別の徹底をさせる様に指導、もしくは、法整備をお願いしたい。
- ・ 排出事業者責任に資源循環を後押しする要項を盛り込む。処理業単体で解決する問題ではない！

＜その他＞

- ・ 人と人とのふれあいのある、共に協働できる社会づくり支援。広範囲にわたるネットワークの活用。
- ・ 「産廃」という名称の撤廃→例「環境事業」
- ・ 日本国民、県民、市民として排出する廃棄物の行方について、啓蒙する必要がある。行政との連携は大事だが、まず、民間企業としての方向を定めるべき。
- ・ 共同組合、共同企業体としての経営を認める。
- ・ 製造業の方で技術革新（資源循環、CO₂削減、廃棄物の削減その他）が進むので、私たちは、時代の変化に対応できるように努力する必要があると思う。
- ・ 企業としての利益確保のしくみ作り。
- ・ 中間処理後、残渣の処理における排出事業者責任をなくし、中間処理業者のみの責任とする。これにより、中間処理業者が廃棄物から資源化物（製品）を製造するにあたり、廃棄物の無変化、安定化など処理を実施した後の残渣は、廃棄物の枠組みから外れた原材料などとして、取り扱えるようにし、二次加工、三次加工を行いやすくする。
- ・ どこからが産棄物に該当し、どこからが資源化物の製造に当たるか判断する基準などがあれば、より良いと考える。
- ・ 反社会的勢力の排除。
- ・ 実績の評価。また、その評価を反映できる仕組み。
- ・ 地元地域と共存共栄するための有益な循環システムを構築させる（人的交流、経済支援）。

- ・ 木材チップを活かした土壌改良と防護柵等の対策費として産廃税の還元に努めてもらいたい。国境の島を全国産業廃棄物連合会等で守ってもらいたい。
- ・ 施設等を設置する場合、環境省予算を持っていただきたい。産業廃棄物処理業者の地位向上につながると思います。
- ・ 焼却処理を得意とする産廃工場において、地域で発生した一般廃棄物の受け入れ推進を回ることより、合理化された処理体制を確立する。
- ・ 産廃リサイクル処理場の産業土地の認定の緩和。不適正業者の取り締まりと排除の徹底。

問5. 廃棄物処理法や関係法令の改正すべき点として、重要なものはどれですか。

「⑦その他」回答記述部分

<選択肢関連回答>

①欠格要件における、該当範囲と「取り消さなければならない」とされている規定の見直し

- ・ 産廃の法律は刑事の次に厳しい。法律の割に今後メリットが少なくなってくるので、もっと一般の業種と同様にすべき。また、事前協議や内容が厳しすぎるので、ここを一般的にすることと、時間を短縮すべきだ。
- ・ 廃掃法以外での許可取消し（不慮の交通事故等）は、やり過ぎだと思う。
- ・ 不法行為による許可の取り消しや、懲役刑、罰金が重すぎます。大規模事業者による罰則の強化とのことですが、中小規模事業者が大多数を占める業界では、懲役刑、罰金3億は厳しすぎます。軽微な罰則に改正すべきです。
- ・ 欠格要件が厳し過ぎて、後継者に業務を譲るのが酷すぎる。魅力のない業界である。
- ・ 現状の欠格要件だと、ある日突然会社が倒産してしまうことが懸念される。社員、家族のことを思うと、欠格要件の見直しを考えていただきたい。
- ・ 「取り消さなければならない」（選択肢①）という項目は是非撤廃してもらいたい。私たちは、いくら気を付けても不注意というものは、多々あるものです。お前は死ぬというものです。
- ・ 欠格要件になった者を日付を戻して役員から外し、欠格逃れをすることの禁止。
- ・ 代表者を変えて経営するなど。

②情報提供をはじめとする排出事業者責任の一層の明確化

- ・ 排出事業者責任の罰則強化。
- ・ 排出事業者の責任ということが、全然広まっていない。各建築業等に収集運搬及び処分業者が説明している状況。
- ・ 排出事業者ではなく、排出者の責任を明確化する。現状の法規制だけでは不足です。企業名の公表など、廃棄物を安く持って行かせれば終わり、でないことをしっかり告知すること。（他1）
- ・ 排出事業者と処理業者との考え方の違いが大きい。もっと交流をし互いに意見を話せる場が欲しい。
- ・ 排出事業者の関係法令の徹底（知識不足が見られる）。

③優良事業者認定のメリットの充実

- ・ 実績のある業者の追加許可は容易にしてほしい。
- ・ ペーパーだけでなく、本当に優良かどうかの認定が必要。
- ・ 建設業における経営審査において、優良産廃処理業者への委託量につき、加点する制度の新設。
- ・ 処分施設において、更新・変更等をする場合、実績（年数や優良等）を考慮してもらえる処理法や条例等の見直し。
- ・ 優良事業者へのメリットは不要。不良業者に対し、免許取り消しの方向へ法改正してほしい。
- ・ 優良認定制度の要件のハードルを上げ、また、享受できるメリットも充実させる。（例

えば、「優良事業者同士なら再委託を可能とする」)

- ・ 優良事業者認定は必要ではない。ISO取得や車両整備に費用がかかり、私どもの様な小さな会社では、到底無理です。コツコツまじめに頑張っていますが、自分にプライドを持って廃棄物の処理をしているので、優良だと思っています。

④能力、技術力のある産業廃棄物処理業者には、再委託を含め、自由裁量で行える業務範囲の拡大

- ・ 廃棄物形状により、長尺車両を必要とするような場合、自車で補えない時は、レンタル使用出来るよう改正してもらいたい。
- ・ 自由裁量は曲解させることがあり、ある程度の不便はあるべき。反社勢力を排除すべき欠格要件に柔軟性を持たせないと、作為なき善良者が事業を止めざるを得ない可能性がある。

⑤建築基準法第51条ただし書き規定の見直し

- ・ 事業を維持、また、新技術、新製品を継続して行く中で、清掃法15条、また、建築基準法51条が妨げになり、迅速な行動ができない。迅速な事業計画ができない。
- ・ 一定期間（5年～10年）健全経営をしている事業所には、選択肢⑤の規定の緩和等、処理法の設備の乗り換えも含め、柔軟な対応をお願いしたい。

⑥都道府県等による事前協議や廃棄物処理法の運用の違いの是正

- ・ 届出、申請書の様式が自治体や担当者により違いが多すぎる!!全自治体同一とすべき（事務処理、書類作成の簡略）。（他7）
- ・ 同一敷地内で移動式に設定された破碎施設（破碎機）の（同能力）の買い替え、中間処理施設における破碎機等の入替え時に、同等の機械を導入する場合は、現在より簡易な手続きで導入可能にするべき。時間短縮（他4）
- ・ 事前協議は必要ない。隣の県へ行くたび事前協議しては、仕事にならない。役所側の無駄な権利の乱用。不適正業者は、事前協議を通さないの、制度の意味をなさない。（他4）
- ・ 10年以上産廃の許可をもらって営業している会社が機械を新しくする。更新が難しい。能力アップすると難しいのは問題です。
- ・ 役所の方にもっと勉強していただきたい。10年後、20年後のことを考えていただきたい。
- ・ 許認可の追加について、新規業者との差別化。更新時の現状維持が絶対という姿勢を行政に改めてもらいたい。
- ・ 許可の取得以降長く営業し、問題のない業者に対しては、緩和措置等を検討していただきたい。申請に長時間を要すから
- ・ 破碎機本体の入れ替えに際し、同等な能力のものに関しては、申請のみとする。現在では、同等の物でも入れ替えが難しい。
- ・ 設備変更について厳しすぎる。年数が経てば、処理ラインの見直しや、処理機械のモデルチェンジもあるのに、事前協議や新規許可なみの書類作成に時間とお金を費やすのはおかしい。立入検査は必須だから、その時に可否を判断すれば良いのでは。（他2）
- ・ 一廃で各自治体が処理できなければ、産廃の業種限定を外し、産廃でやるべき。
- ・ 廃棄物処理法や関係法令、必要書類（マニフェスト等の）簡略、簡素化。（他1）

- ・ 収集運搬の許可は、都道府県ごとではなく、一つの許可で全国運搬できるようにする。
- ・ 県境での取り扱いの有効性として「県外産廃」「県許可」の拡大。全国統一許可（他2）、処分可能。
- ・ 都道府県独自の内綱の撤廃。同じ都道府県内でも、行政の担当者によって、一廃、産廃等の認識に相違が有る。法律の矛盾点が多い。
- ・ 個人請負（建設業・解体業）の許可を持たない業者への産業廃棄物処理法及び取り扱いを許可業者同等に指導し、また、許可を持つようにすべきです。未だに不正処理が行われています。
- ・ 許可書にはその能力が記されているが、4,000 t の処理事業に 2 t / 日の業者が認定されて役所が認めている。結果、法定外で作業（移動式）をして、それから失火しているが、役所は管理、監督していない。
- ・ 関係する各省庁も現実性の無いパフォーマンスばかり行っているのではなく、処理処分業者が適正処理・処分を実行可能となる実現性のある法改正と発注者責任も明確にすることが絶対必要である。
- ・ 家屋解体の届け出に搬出事業者を記入しているだけで、実態は産廃業者に廃棄物が来ない（特に解体木材等）個人の家屋解体や廃船の届けにも、マニフェストを完了時に提出させる行政であってほしい。
- ・ 建築基準法の業種限定からの除外。各県別許可等の指導統一化。
- ・ 廃棄物処理法と悪臭防止法及び各行政の条例の見解の統一。
- ・ 産業廃棄物処理施設に対する一般廃棄物処理施設の設置許可と業の許可について、自治体ごとに異なるので、どの自治体でも許可を出すようにしてほしい（事業系一般廃棄物を産廃処理施設でも処理できるようにするため）。（他1）
- ・ 許可権者の見直し（具体例：収集運搬業の許可は、国による全国一括許可に見直す）。
- ・ 建築と解体工事の分離発注、現在は建築と一括となっており、解体工事は、ほとんど下請け任せ、処理の一層の明確化が必要。
- ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可を、種類ごとの許可を止め、業と同様な許可に見直す（廃棄物は、種類が混合された状態であるが、設置許可が種類別に単品状態であることを要求しており、実際と整合しない）。

<それ以外の回答>

<廃棄物区分>

- ・ 一廃、産廃の区分の見直し（他9）。業種指定の撤廃等（他1）。廃棄物の種類についての統一の見解を明示する。
- ・ 木材は国内最大の資源であり、この資源を産廃、一般廃に区別することはない。石油等の資源と同じに枠を外すべきである。これにより、各自治行政が家庭ゴミに専念できる。
- ・ 産廃業（中間処理）として、木くずを取り扱っているが、竹林整備や森林整備で生じる伐竹、伐採材（一般廃棄物）も扱えるようにできないか？（排出者からの要望が多い）
- ・ 中間処理施設の定義の見直し。

- ・ コンクリート殻、アスファルト殻は、破砕して40-0の製品になっても廃棄物扱いです（静岡県）。がれき類と大きな括りにしないで、コンガラ、アスガラは、別にしてほしいです。
- ・ 廃棄物と有価物の区別の明確化。（他1）
- ・ 産業廃棄物処理施設に対する一般廃棄物処理施設の設置許可と業の許可について、自治体ごとに異なるので、どの自治体でも許可を出すようにしてほしい（事業系一般廃棄物を産廃処理施設でも処理できるようにするため）。

<法制度改正>

- ・ 廃棄物処理法は、廃棄物の適正処理を推進することが役割であり、規制法という側面が非常に強く、改正等により益々厳しくなっているため、処理業者は、計画的で着実な事業の実施が必要であり、事業の修正や新たな事業展開が行いづらい背景・環境となっている。
- ・ 規制緩和と廃掃法の目的の見直し（現状の公衆衛生については別枠で据える）。
- ・ 法や法令の見直し。廃棄物のほとんどが産業廃棄物になっているが、今は、有価、資源が主流になっている。手間のかかる必要書類が多すぎる。
- ・ 産廃マニフェスト制度の改訂。量と無関係に、しかも種類ごとにマニフェストを要求するのは、現実には全く合っていない。ex.) 赤ちょうちんの飲み屋が使うなど考えられない。廃棄物処理委託契約書やマニフェストの簡素化。事務処理量の軽減のための施策。
- ・ 建設系廃棄物のマニフェストの見直し。
- ・ 電子マニフェストを許可条件に加えること（収集運搬業、中間処理業、最終処分場、排出事業者等全て）。これだけIT化となっているのにもっと見える化が必要。
- ・ 株式分割で経営に必要な組織改革を行いたかったが、手続きが厳しく、実質的にはできないと感じた。もう少し柔軟な対応が取れるよう法改正してほしい。
- ・ WDSの運用の見直し。「ざるの目」といわれるような廃掃法の整備。
- ・ 第二条（定義）の抜本的な見直し。国際的な各諸制度、先進各国の制度に近づける。
- ・ 専ら物や古物商についても廃掃法での行政処分を行う。
- ・ 我々産業界の将来の企業として、公共に関わる入札制度に最低制限価格の認定を具申要望する。
- ・ 各種法律の必要性は理解できるが、『廃棄物処理法』を一番厳しい内容にして、『この処理法』をクリアすれば全てよし、という法律1番を掲げるくらいにしてほしい。都市計画法、公園法、森林法等々、クリアする法律が多すぎる。産廃処理区域は、5年ごとに見直しされる都市計画処理区域に指定して、その都市の一部には、必ず指定区域を設置することを望みます。

<再生品>

- ・ 再生製品についての廃棄物扱いの条件の緩和。
- ・ 再生製品の計画利用を検討してほしい。行き当たりばったりでは、資金繰り等にいつ影響を及ぼすか分からず、発展のネックになっている。
- ・ リサイクル製品に対して環境省が厳しすぎる。説明に行っても取り合おうとしない。牛歩戦術をとる。明確なガイドラインを製作するべき。リサイクル法と処理法の矛盾

も解消してほしい。

- ・ リサイクル製品の推進（行政発注工事だけでなく、地域ホームセンター、大型ショッピングセンターでの販売権利）
- ・ 再生利用認定制度に関する認定対象産廃に“木くず”の追加、及び再生利用の内容の基準に発電のための燃料の追加。

<規制強化>

- ・ 許可業者に対するチェックは厳しくなっているが、排出事業者や無許可業者に対するチェックは甘すぎる。取り締まりが必要だと思う。
- ・ 問題を起こした業者が、代表者や企業名を変え、そのまま事業を継続しているが、果たしてそれでいいのだろうか！

<その他>

- ・ 紙くず、木くず、繊維くず等の業種指定の廃止。
- ・ 産廃税の使途の明確化。
- ・ 法令を作るのも人であれば、守るのも人である。その法令を作る人の上に、日本の道徳哲学に照らし合わせて本当に必要なものなのか否かの判断をする人が必要。
- ・ 国による業者の選定を図る。
- ・ 自らの廃棄物を自ら解体処分、運搬する場合は、許可がいらないと聞いているが、おかしいと思う。
- ・ 地方の中途半端な中間処理業者の絶滅
- ・ 届出不要の小型焼却炉に関する情報のより一層の開示、展開。
- ・ 強制的な会議が少なく、興味があっても一歩前へ進めない。一歩前に進みたくても…同一人物の参加者ばかりでなく底辺を広げる。
- ・ 一般廃棄物、産業廃棄物の取り扱いに対するフロー情報の共有（公開及び指導）の場。
／産業廃棄物としての換算係数の統一化。例：がれき類は産廃税等の換算では、 $M3 \times 1.48$ とあるが（実際これくらいになる）、破碎処理施設はどこもコンクリートそのものの比重 $M3 \times 2.3$ を使用するため、実際量と大きな誤差が起きている。
- ・ 反社会的勢力の徹底した締め出し。また、業界で自浄作用を働かせられないものかと考えるが…難しいですね。
- ・ 法制定時から何も変わらない。収運処理のための容器制定の見直しもなく、安価のみ有効の業界の状況が永続すると思われる。
- ・ 産業廃棄物品目排出の業種指定を除外する点。

問7. 次世代の経営者や従業員が希望と誇りをもって、この産業廃棄物処理業界で働き続けられるようにするために、今、業界全体として何をすべきとお考えですか。ご自由にお書き下さい。

(1) 自社、業界内関連

①業界のイメージアップ (n=230)

○業界のイメージアップ (135)

- ・ 業界のイメージアップ。クリーンなイメージを伝えていく。(他多数)
- ・ 「産業廃棄物」の一般的イメージを変えることが大事。“産業廃棄物”＝企業側には無駄な出費、一般人からはゴミと言うダークなイメージが付きものだが、正しい分別によって大きな資源となりうることをもっと分かってほしい。(他5)
- ・ 不法投棄等の不適正業者の規制のために、産廃法制は正当な許可業者のイメージも損じる様な過度な規制となっている。そのため「ダークな業界」というイメージが出来上がっており、その払拭をすべきと思う。(他3)
- ・ 企業にとって産業処理は必ず必要である。ビジネスとしての金額も大きいのでイメージをなんとかしたい。キャラクターなど。
- ・ 業界全体のイメージアップを図るためのイベントの開催を大規模に実施する(小・中学校の環境教育の一貫を含めて)。
- ・ 一部の悪質業者がメディア等で報道され、業界全体が悪質と勘違いされている節がある。
- ・ 地域で違いはあると思うが、若者世代は産業廃棄物と聞くと、マイナスイメージが強く感じられる傾向がある。産廃の一部は取扱い注意のものがあるが、大半は普段からよく目にするものが多い。それを適正処理で環境負荷を低減させるという当たり前のことを業界全体で行う。各県で具体的な案を出し、世間にアピールし、イメージアップを行うと良いと思う。(他1)
- ・ 廃棄物処理業＝住民の敵・環境破壊ではなく、あくまでも環境を守るための重要な産業であるというイメージの向上なくして優良な社員は集まらない。(他1)
- ・ 廃棄物の再資源化を推進することにより、イメージアップと新規事業による業界の発展につながる。
- ・ “廃棄物処理業”イメージが汚ない、ゴミを扱っているというイメージがついている。設備の近代化等でイメージアップを行なえればと考える。
- ・ 業界のイメージの払拭。まだまだ労働者の意識自体も低い。業界、従業員、会社、3者が共に高まっていけるよう官民あげて前向きに取り組む。
- ・ 今後、産廃を原材料にした製品の開発を行い、自社が変革する姿を顧客や社会から評価される様に、情報発信力を高め「ブランド」に変えていかなければならない。
- ・ 10年先を見越した新技術の樹立と業界イメージの一新。

(改善策)

○TV、メディア等でのPR (81)

- ・ 環境問題に取り組む事業としてのアピールが重要。環境面で遅れている国々と比較して、第一次産業の生産活動に大きな貢献があることを強調する等々の宣伝が重要。(他

16)

- ・ 産廃処理の必要性や、社会への貢献度をもっと国内でPR（テレビやラジオを通じて）するべき。（他8）
- ・ マスコミ等において、悪い印象を与えるニュースが多く感じるので、業界のイメージメディアによる優良業者の紹介（他1）
- ・ 産廃業は“ゴミ屋”ではなく、リサイクル&資源化業であることへのイメージアップを図る。作業上出て来る必然性と、それをいかに有効に利用することが、社会のシステム上、有用なことであることの宣伝。（他1）
- ・ 一般消費者（市民 etc）に対して、マイナスのイメージがある業界（不法投棄、最終処分場の立地反対（指定廃棄物）など）、これを環境にやさしい、必須のものなど良い話で伝わる様、広告（イメージ広告でOK）すべき。
- ・ リサイクルに対して、各社の広い考えを持った紹介。
- ・ 循環型社会形成の一員として取り組んでいる状況について、マス媒体を利用したイメージアップも必要ではないかと考える。
- ・ 産業廃棄物処理業の必要性、社会的使命を、新聞、TVCM、インターネット、TVドラマ、アニメ、映画を活用してPRすべき。
- ・ 過去の高度成長期は、物の製造だけで行なわれ公害を生んだ。今後の経済成長には必ず物の製造と環境負加減少を両立させなければならないので、環境関連業者取引等を製品類売却時に付加価値としてアピール可能とするような仕組み等を作成してゆくことも必要だと思う。
- ・ 今後の各企業の努力と、それを支援する行政の応援が期待される（AC公共広告機構のCMによるイメージアップとそれを可能にする陳情活動が重要）。
- ・ 今現在においてもまだ、産廃と言うと地域住民の中には悪いイメージ（臭い、汚い、環境を汚す等）を持つ方がいる。このような状況においては、やはり希望と誇りを持つのは難しいと思う。業界全体として、日本中でゴミを扱うが産廃業はクリーンだ、という固定概念を持つように、PRすべきと思う。
- ・ 循環型社会の形成がいかに大切かを、官と業界が一体となってアピールする。

○普及啓発（14）

- ・ 産業廃棄物処理業者は、そう簡単にできるものではないことを、もっと広く伝えたい。
- ・ リサイクルや廃棄物の処分でどのように資源が活用されているか、もっと一般の人々に知ってもらうことが大事だと思います。
- ・ 地域住民と密接な関係を保ち、社会見学として工場をアピールするような素晴らしい会社にする事だと思います。
- ・ 地域住民への啓蒙活動を推進し、産廃処理業界の地位向上を目ざす。
- ・ 産廃の抱えている問題や必要性を、もっと広く一般市民に知らせてほしい。業を持ってやっている会社を、ゴミ屋さんと同じレベルな考えでいてほしくない。

②教育・人材の確保（n=201）

○教育（98）

- ・ 人材育成の為に教育支援（助成）（他8）

- ・ 産廃についての知識や経験を学べるような動きや、講習など、業者だけでなく、住民などを含めた産廃についての意識の向上。(他5)
- ・ 関係者が循環型社会の構築を自らが担っているという意識を持ち、学習、教育していくことが必要。(他3)
- ・ 資源の重要性、自然とのかかわり等の講習会(勉強会)を1~2回/年、無料開催するとか、講習会等の資料を無償配布等、会員企業に対し、地道な努力が必要ではないか。(他2)
- ・ 魅力ある企業、業界創りのための人材育成の仕組み作りとネットワークの構築。
- ・ 若手経営者向けの意見交換会の場を設ける。または次世代経営者の成功例の情報提供。
- ・ 各社内における人材育成や教育等の支援を確立する制度や、補助があれば良いのではないかと考える。
- ・ コンプライアンス遵守のための講習、人材育成の強化(他1)
- ・ 継続的な研修会の開催等の人材教育。
- ・ 安全作業の教育訓練等の実習、講習を積極的に行う。
- ・ 教育(礼儀、安全、技術、心がけ、外見等)の機関があれば助かる。教育機関やマイスター制度。
- ・ 排出事業者、運搬業者への学習強化。
- ・ 従業員全てが、法の十分な理解と遵守は勿論のこと、一人ひとりが感謝の気持ちを持つことができる人材の育成に、トップ自ら力を注ぐことが根本となる。本当に感謝の気持ちがあれば、お客様には勿論、誰に対しても身なり、言葉遣い、謙虚さ、思いやり、心づかいが出来るようになります。人と人の縁を如何に大事にできるか?そうした人財づくりが必要。
- ・ 経営者自らが環境に関する勉強をして、会社の社員を教育し、協会を通して政治面での協力が得られるよう、力を合わせ行動することが重要と考える。(他1)
- ・ 優れた人材を育成できるための環境づくりにおける行政の理解と協力。
- ・ 次世代の社員が働き続けられる様に、廃棄物処理法の教育を毎年開いてほしい。(他1)

○人材の確保(31)

- ・ 廃棄物処理業=住民の敵・環境破壊ではなく、あくまでも環境を守るための重要な産業であるというイメージの向上なくして優良な社員は集まらない。(他5)
- ・ 自社のことばかりではなく、業界としての発展を願うために世代交代は必要。(10年先を考えられる経営者のつながり)(他2)
- ・ 求職者支援団体等で、廃棄物処理業向けのプログラムを取り入れていただき、人材を紹介いただければ、人材の確保もしやすくなり、また、就職後も実務にスムーズに溶け込み、継続して働き続けられるのでは。(他1)
- ・ 若年層の減少により、産廃業の様な特殊な業種は、将来雇用が大変になることが考えられる。
- ・ まずは若い人達の働き所として認めてから、次に外人の確保を考える。
- ・ 高卒、大卒者が入社対象になるような業界になってほしい。
- ・ 資格者の導入、育成を重用し、会社にとっても必要な人材であることを明確にする。
- ・ 人材の確保を最優先課題。魅力ある業界にし、若い人が働きたいと思えるような環境

を整えることが必要。

- ・ 人材をあっせん、確保。人材不足を今実感している。外国から人材を受け入れたい(自由に)。
- ・ 提案力、管理能力、業務遂行能力等により、処理業者間の差別化を図りつつ、再委託禁止を条件付きで見直し、系列化による業界再編を目指す。このことで業界の地位を改善させ、従業員のモチベーションを高く保つとともに、優秀な就業志望者を確保する。

○労働条件(賃金、待遇、福利厚生等) (55)

- ・ 福利厚生充実／金銭面の待遇改善 (他 1 0)
- ・ 従業員の職場環境の改善をはかるための多様な制度改革が必要。
- ・ 高齢まで働ける環境づくり。
- ・ 経営者も従業員も産業廃棄物処理業界で働き続けられる様、 a. 産業廃棄物処理業者に補助金を出し (税金から)、働く人の生活が楽になる様に、他の志願者が増える様にする。 b. 労働環境を良くするための機械化、及び労働者慰安も考慮する。／健康で明るく元気で働ける様、医療の重視、労働者管理を十分に。
- ・ 雇用条件の見直し (基本給・諸手当・昇給他) 現在の報酬は将来的に安定した生活につながられるものなのか? (支給しているか、受給しているか) (改善の必要性は)
- ・ 職場の労働環境を快適に整え、生産性を高める努力を労使共に継続的に行うことで会社の収益を高め、従業員の賃金を高め、永く続く会社と永く働ける雇用系態を作り上げることで、技術の蓄積ある伝統ある企業を建設する。
- ・ 公的支援、従業員待遇改善。
- ・ 安定した収益、安定した給与。魅力ある産業廃棄物業界の推進 (公的支援の必要性)
- ・ 女性雇用の推進
- ・ 「環境」というと聞こえは良いが、末端の作業はどれも 3 K であり、若い人達や女性の就労者は増えにくい現状である。よって、より一層の賃金引き上げが必要である (補助金は難しいと思うが)。

○資質の向上 (17)

- ・ 業界全体の経営者のレベルや資質向上が不可欠である。(他 4)
- ・ 社員個々の質の向上 (他 4)
- ・ 一般の企業と同様になること。(例) (人)の面では、基本ができてないので、一般常識を必要とする。(基本は、人です)
- ・ 中小の独立形の業者は、後継者を含め現業員の確保などに苦戦していると聞く。基本的な事から始めるのが近道ではないか。例えば挨拶等のマナー教育の徹底、業に関わるドライバーのマナー及び安全教育、そして笑顔。
- ・ 経営者には、道徳哲学が必要。
- ・ 産廃物に対する知識を高めて、会社、従業員全体で学ぶ設備を充実させ、安定した収入が得られること。

③資源循環 (n=131)

○ 技術力向上 (67)

- ・ 技術開発に対する公的支援。(他 10)
- ・ 能力、技術力の育成。(他 6)
- ・ 技術開発 (再成率 100%) (他 4)
- ・ 産学官と連携し、より環境負荷の少ない処理技術について研究・開発を行う。(他 2)
- ・ 公害にならないよう技術革新をして、継続して務められるようにする。(他 1)
- ・ IT化を推進する (モバイル化)。スマートフォンなどから、電子マニフェストの送受信をする。(他 1)
- ・ リサイクル技術等の開発をもっと容易にできる環境を整備し、中小企業にも技術力を活かした経営を行えるようにしていただきたい。
- ・ 雨天でも作業できるような技術を創造してしかるべき時代だ。
- ・ 資源の少ない日本にとって、今後、資源リサイクルは進めていかなければならない。そのためには、リサイクルを行いやすい制度の見直しや、リサイクルを行う上での技術向上を目的とした、研修会を設けることが必要。
- ・ 様々な 3R のニーズに対応しうる体制の強化。
- ・ 第三者機関との連携を強め、処理・リサイクル技術の確立をする。
- ・ 技術と経営に優れた事業者が、成長、発展できるような仕組みづくり。
- ・ プラント施設の拡充や、新技術の開発導入を進め、業界のイメージをブランド化する。
- ・ 高度なリサイクル技術を確立。汎用施設化し、安価に産業廃棄物処理業界へ供給。
- ・ 新しい処理方法やシステム、作業の簡略化ができれば、従業員の負担も減り、コスト削減にもつながる。
- ・ 10 年先を見越した新技術の樹立と業界イメージの一新。
- ・ 福島原発問題に端を発する放射性廃棄物についても、国と協力して、技術的解決策を検討すべき。
- ・ 産業廃棄物処理のプロとして、リサイクルする方が有益なものと、処分する方が有益なものとのサビ分けができることが重要。その線引きが行えるような技術力、情報力の向上と体制づくり。
- ・ 所謂、業界というものに、自社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。革新的な技術やノウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか？
- ・ 産廃処理費用の安定化 (均一化) により、処理技術力を高める。
- ・ PAT 等、優秀技術を指標とした格付け

○リサイクル率向上 (36)

- ・ 出来る限りの再資源化を目指す。(他 14)
- ・ 100%リサイクルを追求し、地域住民からも受け入れられる努力をすることによって、業界としての地位をアップすることが大事。(他 1)
- ・ 有益な資源廃棄物をリサイクルしようとする、コストが合わなくなる。これをコスト的に見合うようにするシステム作り。
- ・ 特にリサイクル・リデュースに関しての助成、支援を強化してほしい。

- ・ 一般県民に向けたピーアールとして廃棄物の再利用、再資源化の可視化を推進する。
- ・ 小規模バイオマス発電施設のように周辺地域で完結できる、新たなリサイクルを展開する。
- ・ 限りなくリサイクルをする努力をするための設備投資に対する行政の協力(補助費、許可)が必要。
- ・ 最終処分量を限りなくゼロに近づけ、資源の再利用リサイクルに最大限努め、日本産業界一番の原材料供給源となり、日本を支え行き、廃棄物処理従事者の生活水準のレベルアップを目標にすれば…
- ・ 製造業者のリサイクルを前提とした物・素材づくり。
- ・ アスファルト廃材については、アスファルト合材製造所に優先的に搬入させること。
※資源の再利用のため。
- ・ 業界の枠組みに縛られないで、エネルギーや製造とのリンクを積極的に行い、高効率な資源化等を目指す（やっているだけのことではなく）。
- ・ 廃棄物における資源循環制度の廃止。理由、資源(原油)はなくなる。
- ・ 循環型社会の更なる向上を図るため、排出事業者・処理業者・行政等が協力体制で可能な限り、情報の公開・支援・融資等を行い、循環型社会の構築と行政が積極的にリサイクル商品の販売促進を行っていただきたい。
- ・ 有効金属回収のための資源リサイクル業を優遇する処置。
- ・ 産業廃棄物のリサイクルを優先とした取り組み、県産品とか地域性にこだわらず、どの地域でも、ゴミも資源だという発想でリサイクル強化してほしい。
- ・ コンクリート殻を取り扱う産業廃棄物に関しては、処理前物と処理後物の循環がうまく回るような仕組みを作してほしい。特に、処理後物（RC）の使い道について。

○資源循環の推進（28）

- ・ 「ゴミ屋」からの脱出！静脈産業ではなく、付加価値ある産業への認識。（他6）
- ・ 国をあげて産業廃棄物業の地位の向上。環境事業としての社会的地位。（他4）
- ・ 本当の資源循環を目指すべき。資源化すると言って物を集め、実際は資源化できない等、見せかけの資源化が非常に多い。廃棄物ではなく、本当にもう一度製造の原料になる等の、資源としてしっかり取り組めるよう責任のある事業として真。
- ・ 利益のみならず、本当に地球環境を考える。
- ・ 価格競争だけにとらわれずに、リサイクル・エコを中心に考えていくべき。
- ・ 将来的な人間中心の環境ビジョンを考える。
- ・ 廃棄物処理業からリサイクル業への転換（イメージアップ）。
- ・ 資源循環社会の構築、法の整備等。
- ・ リサイクルできない産廃物を減らし、ゴミ0をめざす。
- ・ 環境ビジネスのメリットを明確にする。
- ・ 業界云々よりも、まず、環境第一に考え、安定型処分場を無くすべきだ。でないと、安心して処理ができない。
- ・ 循環型の重要性を重視。安定性と未来性を強調していく。暗いイメージから明るいイメージへの努力（産廃業界）。
- ・ 今後の産廃業界を考えた場合、地球環境問題は永遠のテーマと考える。つまり、地球

環境問題への貢献が可能となるように知恵を出すことが求められている。こうした状況の中で、各種セミナーを通して自社の環境意識改革を進める必要がある。

- ・ 廃棄物処理＝資源循環事業、が成りたつような、製造業との兼ね合いでゴミの概念を変える。
- ・ 処理、処分業と資源循環業との明確な区分を行うこと。国内、海外への環境管理会計等の普及。

④社内環境整備・改善（n=108）

○社内環境（ハード）改善（50）

- ・ 職場環境の近代化。（他 8）
- ・ 3K産業と言われる職場環境、イメージの改善。（他 3）
- ・ 傷害が多い作業内容を減らす。（他 3）
- ・ 廃棄物処理に伴う作業環境が著しく悪い。重労働や建屋内作業の場合、夏期作業は熱中症などなりやすい。希望と誇りを持つためには、事業所の環境整備が必要であり、そのための設備投資が出来る仕組みを作らなければならない。（他 2）
- ・ なるべく安定的に長く雇用できる職場の環境づくりと、安全教育を含めた知識の取得のための環境を整備する。
- ・ 業務内容の明確化
- ・ 健康被害の払拭
- ・ 運搬車輛等物的資源の整備。

○法令順守（コンプライアンス）（33）

- ・ 産業廃棄物処理業が法令を順守することは当然のこと。（他 20）
- ・ 経営者、従業員共に法律（ルール）を良く理解し、処理技術との組み合わせで、排出事業者、地域への啓蒙活動を地道に続ける。
- ・ 業務品質を向上させ、排出者しいては国民から信頼される業界、業者になることが第一。コンプライアンスが最も重要。社会貢献、社会奉仕も重要。
- ・ 業界全体が廃棄物の適正処理、及びコンプライアンス面を順守できる様な仕組み作り、また「廃棄物」という名称のクリーン化とイメージアップ。
- ・ 効率的なコンプライアンスの整備が必要。

○健全な運営（17）

- ・ リサイクル等中間処理・収運・最終処分など、本業の健全な運営ができたことを前提に、社会貢献など社会的地位の向上に努力することが大事。
- ・ 環境を整えるために、利益が出る体質にすること。
- ・ まずは業界としての健全化を考えなければならないと考える（いまだ不法投棄等の問題が発生している）。
- ・ 当り前に、ウソをつかず、まっとうに事業を行い、信頼を得る。
- ・ 安定した仕事量／資金力家業から企業（産業）として成熟すること。
- ・ 安定した需要と供給で、仕事が途絶えることが無いようにすること。夢をもって働けるような職種にすること。
- ・

○企業規模（8）

- ・ 大企業が収集運搬から処分までを資本系列等を利用して拡大している。長い間の取引先もこのような大企業に取られていくのが現状。できることなら大企業は処分業に徹していただきたい。小さな仕事まで奪われ、そして利がないので棄てていく。また、仕事は戻るが値は下げられたまま。このようなことにならない大企業の参入を望む。
- ・ 競争激化により、技術力・経営力の優れた大手業者のみが残っていくようになる。我々中小業者も生き残れる支援をお願いしたい。
- ・ 日本国内の製造業、特に中小零細が四苦八苦。国力の落ちた状態では、解決策は仲々見つけにくいのでは。
- ・ 中小規模の事業者が多すぎて、産業として成立していない。合併や資本の受け入れなどにより規模の拡大、業者数減少を進めないと、不毛なダンピング、既得権益者としての縄張りなどが横行したままになる。
- ・ 過去、現在、未来の三点で、歴史と変化を語れる業界にすべき。業界は、世の中に必要である意義を伝えるべき。働く人一人ひとりの意識改革、労働に値する賃金確立。大企業の参入を阻み、業界の努力を实らせ胸を張ること。
- ・ 大規模化、大資本化により、他産業と同様な地位の確保。

⑤地位向上とレベルアップ（n=69）

- ・ リサイクル等中間処理・収運・最終処分など、本業の健全な運営ができたことを前提に、社会貢献など社会的地位の向上に努力することが大事（他36）。
- ・ 産業廃棄物処理業の社会的位置付けが低い。福島県の場合、国家プロジェクトの中には入れない廃棄物の仕事があり乍ら、土木、運送業業界で仕切って居る。また県の産廃協会も、余り活動も見られない。餌があり乍ら食べることが出来ない業界には希望も薄くなります。
- ・ 中小規模の事業者が多すぎて、産業として成立していない。合併や資本の受け入れなどにより規模の拡大、業者数減少を進めないと、不毛なダンピング、既得権益者としての縄張りなどが横行したままになる。
- ・ 一流企業の産廃企業が育つこと。
- ・ 労働に値する賃金確立。大企業の参入を阻み、業界の努力を实らせ胸を張ること。
- ・ 品格の形成。まだまだ産廃業者ということだけで人間性を疑われるような傾向がやや残る。それを除去するためには簡単なこと。例えば挨拶、見だしなみをしっかりと行うような当り前のことを確立させることなどが必要と思う。
- ・ 奉仕の気持ちを持って取り組む。
- ・ 地域住民への啓蒙活動を推進し、産廃処理業界の地位向上を目ざす。
- ・ 公共関与の処理施設と民間処理施設の処理費用のギャップをなくし、適正な処理コストを民間事業が設定することができ、健全な経営ができるようにする。
- ・ 学校、親戚、友達に胸を張って産業廃棄物処理業ですと答えられる人が何人いるでしょうか。これでは、希望と誇りを持った有望な人材は集まりません。早く、環境産業ですと答えたいです。
- ・ 産業廃棄物処理業といっても色々な業種がありますが、現時点ではこの業種、なくて

はならない業種だと思います。そして、これからも必ず必要な業種です。将来的に、いつかは「ゴミ屋さん」と呼ばれる日はなくなると思います。そういう社会に必ずなると思う。なぜならそういう業種が今までにもあったから（土木、建設業界など）。

- ・ 国の環境対策の中で重要な役割をなす業界であることから、環境業としての位置付けを行い、若者が参加できる内容の構築を目指す必要がある。
- ・ 淘汰も必要であり、しっかりとした企業が生き残る仕組み。
- ・ 業界としては未成熟なので安全、作業等マニュアルの確立を充実し段階的成長を図る。
- ・ 企業では商品を企画する人、作る、売る等の業務を割当て運営している。産業廃棄物処理業界が企業側のメーカーの一部、または、企業を支える環境部門であることを、社会にもっとアピールし、地位を確保することが重要と考える。
- ・ 排出事業者から信頼される業者→廃棄物コンシェルジュを目指す。①適正処理と併せて見せる向上の整備、②排出事業者に適正処理の提案。／併せて行政のバックアップが必要であるが、①廃棄物処理法の理解、②立ち入り検査能力、③違反情報への対応等の課題が山積している。

⑥自らの意識改革（n=34）

- ・ 廃棄物のリサイクル、資源化を進めることによって、産業廃棄物処理業が、社会の循環の一翼をになっているという自覚と誇りが持てるようになればと思う。（他10）
- ・ 経営者はもちろんのこと、従業員一人ひとりに至るまでの意識向上。（他4）
- ・ 経営環境が激変する中での課題として「リスクマネジメントの重要性」が叫ばれている昨今、この廃棄物処理は避けては通れない道である。誇りを持って事業推進して行きたい。（他3）
- ・ 過去、現在、未来の三点で、歴史と変化を語れる業界にすべき。労働に値する賃金確立。大企業の参入を阻み、業界の努力を实らせ胸を張ること。
- ・ 知恵を活かしながら、産業廃棄物業界に適正処理に努めて参ること。
- ・ 法令順守、顧客第一主義を徹底していくこと。（他1）
- ・ 最高責任者の自企業、並びに業界全体地位の向上を目指す心意気。（他1）行動規律の確立を求める。
- ・ 産業廃棄物処理業者です。（ゴミ屋）ではありません。地域、家庭にも自慢できる商売であるためには誤ちは許されない。昭和46年 廃掃法発足くらいからの業者は優良業者である、と自信を持って働ける環境にすること、です。
- ・ 業界としてではなく、経営者が造るものだと考えています。私はフレンドリーなサービス業としてこの会社を造ります。（他1）

⑦業としての確立（n=31）

- ・ サービス業から脱して独自の業としての確立を行う必要がある。廃棄物処理業は製造や人の生活の中に必ず搬出される物で、独自の業としては何ら問題のない業種。早く独自の業として認められ、業界の信用度の向上と、業界全体の資質向上に努めていかなければならない。（他16）
- ・ 資源循環会社（業界）として製造業・エネルギー産業と同等の地位を確立するべきで

ある。(他7)

- ・ 業種認定と人材育成
- ・ 国のバックアップを前面に出した業種として確立する。
- ・ 処分業業者が従来から「ゴミ屋」と呼ばれるようでは新しい人材は増えないし活気は出ない。業種として、サービス業から独立した業として認められるよう国へ働きかけること。業者として、法の遵守、社会的要請を守ることをしっかりやるしかない。
- ・ 人材、技術、コンプラ等の面で他業種と比べても同レベルまで成長すること。

⑧業界名称 (n=14)

- ・ 産業廃棄物処理業界という、暗いイメージがするので、別のネーミングを考えてほしい。(他5)
- ・ 産業廃棄物というネーミングが、もう少し分かりやすく、美的な表現になればと思う。
- ・ 産業廃棄物処理業界という業界名に違和感がある。環境産業、環境振興…業界名を工夫し、イメージアップできたら良いと思う。
- ・ 「環境創造事業」「地球循環事業」等に名称を変えられると良いと思う。
- ・ 「産業廃棄物処理業」という呼び方を「循環資源維持」等とすることで、イメージアップされるのではないのでしょうか。
- ・ 処理業という言葉が良くない。
- ・ 「廃棄物処理業」という名称そのものがネガティブな印象を与える。「資源循環業」等、循環型社会の形成の一翼を担っているというポジティブなイメージが湧く名称に変更してほしい。
- ・ 「産業廃棄物処理業」という名称の変更。できれば、法律上の名称も変更できればと思います。これから、この業界に入ってくる人のために。

(2) 役所・法律関連

①廃掃法規制緩和等 (n=201)

- ・ 不適正業者の取り締まり強化(無許可業者の排除)と公表。(他124)
- ・ 企業の利益ばかりを追求する不適格業者が価格競争に勝ち、良い目をし、まじめな適正業者がバカを見るケースが非常に多い。死活問題はあるにしろ、規制は全て守らなければいけないと思うし、日本国民の生命と財産を守るのが法律であるならば、この環境に関しての法規制は、全ての許可業者に同列で順守させるべきだし、それを監視する情報網を増やし、不適正業者を排除して適正業者だけが残る仕組みが必要。
- ・ 法を含めた規制緩和。搬出事業者や運搬業者に対する罰則と比べると、産廃業者のそれは非常に厳しい。(他13)
- ・ 優良産廃業者の優遇(再委託の解禁、営業窓口業務を行う企業を中心としたグループ化、審査優遇)(他9)
- ・ 許可の厳格化(他6)
- ・ 規制の強化はもちろん進めた方が良いが、まちがった規制の強化は、考えなおさなければいけない(他4)

- ・ 許可の緩和（他 4）
- ・ 欠格要件の見直し。取締役等の欠格で簡単に会社が無くなり、従業員は不安定になる。（他 4）
- ・ 法規制を強化するだけではなく、企業の自由裁量をもう少し認めるべき。資源循環を進める上で海外に追いつけない。（他 3）
- ・ 新しい技術に対して参入障壁が高く、何かしらの基準や規格の制定（他 1）
- ・ 法律を知らない業者等、規制を強化しても、縛られるのは真面目な業者ばかりで、法律を運用されることに力をそそぐ方がいいと思う。真面目な業者ばかりが損をしてしまう状況の改善策が重要だと思う。誇りを持つだけでは業が維持できない。（他 1）
- ・ 安定形処分場の建設に法律の緩和必要。
- ・ その時、その場での法規制で現場との格差が生じ、何のための法規制か理由が分からない。
- ・ 産業廃棄物の処理について、県、市、業者共に協力し合い考えるべきで、規制ばかりでは希望も誇りも持てない。業界全体を考えている人はいない。
- ・ 廃掃法の現時点の運用状況ではどうしても「グレー」な部分が出てくる。＝「紙くず」「木くず」「繊維くず」等の業種指定品目の対応など。まず、そういった点を払拭しなければ、ほんの一部の処理業者を除き、いつまでも「一つの産業」として認知されにくい状況にあるように思います。
- ・ 産業廃棄物の業界発展を阻害していると感じる専ら業専門業者にも廃掃法の適応を拡大してほしい。
- ・ 廃棄物処理は、世の中で必須の事業活動であるにも関わらず、処理業者任せの状態である。事業者だけでは対応できない部分については、解決するための公的な仕組みづくりが必要である（例えば、最終処分場が欠乏しない様に、公的な機関が最終処分場を計画的に設置する等）。
- ・ 許認可の権限をすべての産廃、一廃処理業の権限を一元的に管理する（例えば県、又は国）ようになると、法のしくみも含めて簡潔になって良いと思う。
- ・ どの様な者にも「許可」を交付しているので、不適正業者が横行するのである。住宅設備、土木建設、家電販売等の業者は、本来それらを業としており、我々の仕事である「産廃許可」を与えていることに問題がある。
- ・ 廃棄物処理業の許可基準を高く設定し、不適格な事業者の参入を予防できる法制度化を要望する（高度の規制業種とする）。また、事業者に対して、事業運営上の高いモラルを要求し、悪質業者を排除する。
- ・ 許認可の適正、公平化。
- ・ 廃棄物の種類によっては、収集・運搬の許可を持たない運送業者でも運搬できる様にしてほしい。大きさや、重量で特殊な車両でないと運搬できない物がある。
- ・ 長年、産業廃棄物処理業を行っている人が、新規に許可申請した場合の優遇制度を設けることでの差別化。
- ・ 廃棄物処理（中間処理）に関し、許可制度の緩和。※破碎等の許可（環境アセスメント・同意書・その他）等、クリアする項目が多すぎる。
- ・ 有価（買取）／逆有償いずれにもなる自由度の規制。有価で自由に（不適正に）流れ

ること防止

- ・ 県外での運搬取引は、その自治体でも許可を取らなければならない法令を排除しても良いと思う。
- ・ 現状では許可を持っていることのメリットは非常に大きいですが、それと同様に大きなリスクを抱えている。運搬中やむを得ない事故での飛散、排出事業者から間違った情報を下に処理した際にも、大きな罰則があるのはリスク以外のなんでもありません。教育を受けるのは人間です。その行動、考えの範疇を超えた案件での事例は今後の課題。
- ・ 解体業の分別(許可) → 集収(許可) → がれき処分(中間)(許可) → 再生骨材(販売)の一連の作業を、排出事業者としてリサイクルしており、51条関連が、一定の条件のもとで緩和されることを望む。
- ・ 欠格要件の明確化と実施を厳格にする。
- ・ 提案力、管理能力、業務遂行能力等により、処理業者間の差別化を図りつつ、再委託禁止を条件付きで見直し、系列化による業界再編を目指す。このことで業界の地位を改善させ、従業者のモチベーションを高く保つとともに、優秀な就業志望者を確保する。

②処理価格 (n=132)

- ・ 価格競争等を無くすため、適正価格を決め、適正処理の周知に努める。(他 9 6)
- ・ 品種ごとの最低処理単価を決定し、単価競争による無意味な争いをなくす(都道府県別・地域別の設定は必要)。(他 8)
- ・ 排出側に相応の処理費負担をお願いできる環境作りが必要。競争だけの仕組みでは収益が悪化するだけで、低賃金から脱却できない。(他 1)
- ・ 廃棄物処理業は、なくてはならない事業ながら、全般的には企業の体力は脆弱な業界。よって、安定的な収益が確保でき、従業員を高める処遇と、処理設備の高度化や周辺環境の保全に資する投資が可能な体力をつける必要がある。そのためには、金融、税制面での政策的誘導が不可欠です。(他 1)
- ・ 誇りを持って従事するよう教育して来たが、安値の前には何の効果もなし。
- ・ 製造事業者は製造時のコストに産廃コストを上乗せし、また、業者に負担をかけない適切な費用でそれを設定し、製造物の処理責任を製造事業者が負うことで適切な処理を行い、不法投棄を抑制し、社会的意義を一般に広めることが大事。
- ・ 業界全体として、との間に対しては、あまりにも小さい問題ではあるが、狭い活動範囲における営業活動の弊害の一つとして、収集運搬、及び処理費用の引き下げ競争が激しい。適度な競走は好結果をもたらすが、過度になると互に体力を消耗していつてしまう。かと言って、話し合いをすれば法に触れる恐れがあり、悩ましい。
- ・ いくら自由競争とは言え、値段を落とし、処分もまともにしないような所に頼まれれば競争は出来ない。収集・処分にしても県が許可を出しているのだから、最後までチェックすべきであると思う。
- ・ 価格の競争ではなく品質の切磋琢磨。
- ・ 収集運搬業だけでは赤字経営になってしまう。産廃発生ユーザーが海外シフトしていく中で、国内では産廃量が減っていくと思う。

- ・ 大企業が収集運搬から処分までを資本系列等を利用して拡大している。長い間の取引先もこのような大企業に取られていくのが現状。できることなら大企業は処分業に徹していただきたい。小さな仕事まで奪われ、そして利がないので棄てていく。また、仕事は戻るが値は下げられたまま。このようなことにならない大企業の参入を望む。
- ・ 大手ゼネコンが主体となっているブローカーの活動排除。産業廃棄物の契約書の明確化(ブローカーが介在することで、数社契約が覚書等で運用されている)これらの排除。
- ・ 次世代の経営者が、それぞれの企業を安定成長させていくための素地作りが不可欠であり、業界として、適正処理・安心安全なイメージを作り上げる取り組みが必要。また、個々の企業も適正処理は元より、事業に根ざした社会貢献活動を積極的に行い、その地域に広く優良企業として、認知される努力をすることを前提にし、個々企業において足りないところを補う仕組みが必要。

③行政対応 (n=82)

- ・ 行政手続きの迅速化、簡略化 (他 1 6)
- ・ 行政対応の統一 (他 1 4)
- ・ 業界と行政との連携 (他 4)
- ・ 環境省担当者や各自治体担当者に、前向き、健全な経済性に富む廃棄物対策を望む。(他 1)
- ・ 産廃に対する、国、県、市など協力する体制作りが必要。(他 2)
- ・ 事業者の立場から見て、明らかに過剰と思われるような規制や指導は、経営者ばかりではなく、現場の士気も落とすし、それによるコスト増大は経営上、利益を圧迫し、結局、利幅が少なくなれば支払う税金も少なくなり、また、役所の仕事も、その規制で人を増やせばまた人件費で税金を使う。財政難なのだから、やるなら現場の実情に合った合理的なものだけにしてほしい。役所の保身のために作る規制はやめてほしい。
- ・ 行政側が指導という立場のみならず、アドバイスが出来るような組織作りをしてもらいたい。
- ・ 処分場に保健所からの天下りを絶対にさせない。
- ・ 公正公平な立場の方(第三者機関)が処分業者への立ち入り調査を行い、不正な型での収集、処理がされていないかを確認していただきたい。価格優先での受け入れ業者が増加していることから、矛盾が多く疑問点が多い業界である。
- ・ 産業廃棄物処理は、人口減少とともに、すべての産業がそうである様に民間事業として成り立たなくなる。公共事業と、すべて(めんどろな事は民間に、は、やめてほしい)。
- ・ 行政が不法投棄を行なっている。あらゆる職性の業者の取締から。
- ・ 必要とされるべき情報発信をお願いしたい。
- ・ 国がもっと力を出すべきこと(設備に金を出すこと)。廃棄物に対して、国がもっと勉強すべし。
- ・ 担当行政の強い指導により、不適正業者の淘汰をし、住民等の信頼を高めてゆくことにより、社会に必要な業界であることを理解してもらおう。
- ・ 産廃税の有効な使い方について、納入する側からは全く不透明としか言い様がない。

- ・ 資源のリサイクルを含め、産業廃棄物処理は大切な事業であるという国の後押しが必要と考える。

④排出事業者 (n=62)

- ・ 排出事業者の意識向上 (他 18)
- ・ 安心して仕事の出来る排出事業者への教育。(他 16) 建設業
- ・ 排出事業者の責任をもっと拡大すべき。処理業だけに責任を押しつけて、厳しい法律を適正に守り、価格の値下げばかりでは、未来が無い。(他 7)
- ・ 排出業者との信頼関係が造れる仕組み。対等な関係作り。(他 5)
- ・ 排出事業者へのガイドライン発信 (他 4)
- ・ 排出業者への徹底指導の法律化 (他 3)
- ・ 産廃業者の不正、不徳な行為の原因は、排水事業者の分別の不十分さと、情報の正確な開示が不十分なことによる不本意な対応が主な原因となっている。過去にはモラルの低い業者も多数存在したが、昨今はむしろモラルの低い排出業者による事件が多くなっている。業界としては排出事業者への排出ルールづくりを国に働きかける必要がある。
- ・ 公共工事などでとても多い事例で、期限を限定 (早期) してE票の返却を求めるとや、混合廃棄物のまま業者に引き渡しているのに、単品品目にしていて処分費の削減を図ったりと、本音と建前が非常に多い。無理な要求をしてくる排出者のほとんどが、公共工事や、大手ゼネコンなどの下請け業者が多い。排出事業者は下請けに頼らず、自らが処理業者と対話をするのを徹底すべき。
- ・ 排出事業者から出る廃棄物が複雑になっているため、排出者が明確にデータなど責任を持って処理業者に伝えてほしい。そのために何か明確になるような書類や写真、資料を作ってもらえたら、従業員も自身を持ち、作業を行えるのではないかな。
- ・ 排出事業者のマニフェストの徹底周知。
- ・ 排出事業者の廃棄物処理に関しての適性ランク付け。
- ・ 排出事業者に対し、廃棄物を分別する過程において、リサイクル可能な製品を作成するよう働きかけを行う。
- ・ 排出事業者から信頼される業者→廃棄物コンシェルジュを目指す。①適正処理と併せて見せる向上の整備、②排出事業者に適正処理の提案。／併せて行政のバックアップが必要であるが、①廃棄物処理法の理解、②立ち入り検査能力、③違反情報への対応等の課題が山積している。

⑤法律整備 (n=55)

- ・ 長いスパンを健全な方向への改正でなければならないと思う。(他 8)
- ・ 資源循環社会の構築、リサイクル定義の明確化など、法の整備等。(他 7)
- ・ 経済的にも、自然環境にとってもリーズナブルな法規制の統制。(他 2)
- ・ 収運業を生業として営む場合は自家用ナンバー (白) での申請をNGとし、事業用ナンバー (緑) の車両のみ申請→登録できる、というルールを設けてほしい。ドライバーのプロ意識向上、管理者の能力向上に必ずつながり、働く意欲も向上する。(他 2)

- ・ 業法への移行（他 1）
- ・ 処理業者の責任と権限を明確にした業法が必要。現実には、排出事業者責任の枠組みの中で、処理業者の責任が曖昧。建設業、運送業と同様に業法が必要。
- ・ 基準を設けて再生利用を進めていくための法律の改正。
- ・ 法律からしてリサイクルできないものは作らない。作る業者からメスをいれないと、埋め立ての許可が取れないこの時代に、埋め立てしか方法がない製品が多すぎる。動脈産業と静脈産業の国の扱い自体がバランスがくずれている。
- ・ 国内で当分野は零細～中小企業が殆どだが、その処理技術や回収スキームは、国際的に見ても非常にクオリティが高いので、日本の産廃業界が世界をリードする、あるいは、世界基準となるような政策を目指すことが将来的な発展につながると考える。
- ・ 許可業者間のバラツキ（技術、能力）が大きすぎて、一まとめに議論すべきではないのではないか。法的に大規模な、能力がある企業を想定しているように思われる。そのため、ほとんどの企業で行えないことを、法的な規制となり、いいわけ程度での、または、条件付きの適法になっているものが多い。
- ・ 廃棄物業界として、資源循環を推進することは、業界の衰退を加速させる行為で、変化に対応できない多くの企業が淘汰されるだろう。廃棄物が減っていく将来に対して、業界として資源循環を推進する一方で、不用品が有価物として取引された場合についても、複合素材であれば、廃棄物の枠組みの中で取り扱われるような法律や仕組みを作り上げていくことが必要だと思う。
- ・ 産廃税中止
- ・ 北海道と沖縄では気候、地域の特性も違うのだから、その地方にあった制度が重要。
- ・ 現行の方法のままで、処理業を続けられるようにしてほしい。
- ・ 法人税特別優遇措置の確立

⑥リサイクル製品（n=29）

- ・ リサイクル商品の推奨や価格の安定化。（他 1 5）
- ・ リサイクル品質基準の明確化（他 7）
- ・ 安定的なリサイクルルート の 確 立 （ 他 2 ）
- ・ 分別は忍耐のいる仕事。これからの若い人はムリ。楽しく、皆でしていくためには、リサイクルして製品を売るしかない。自分たちが分別したものがよみがえる、うれしいですよ。売れるしくみを作らないといくらしても一緒です。
- ・ 最終処分並びにリサイクル受け入れ先の整備
- ・ 産業廃棄物を重要な資源としてとらえリサイクル化等の明確な指針を公にする。（他 2）
- ・ 産業廃棄物量の減少などにより、業種の安定が不安である。地域にあったリサイクル量で設計して、新材の使用も考えてほしい。
- ・ 処理施設におけるリサイクル率によつての融資枠の拡大
- ・ 当社はコンクリート、アスファルト、コンクリートの破砕による処理のみを行い、再生砕石として販売しているが、再生骨材についての使用基準が厳しいため、がれき類（上記を除く）は埋立処理を行わざるを得ない。もう少し弾力的に運用し、資源の保

護を図るべきと思う。

⑦処理・処分施設 (n=23)

- ・ 最終処分場（安定型）の安定確保。（他 5）
- ・ 処理施設のイメージアップ（他 2）
- ・ 地域特性を活かし、狭隘な山間の土地には最終処分場（安定型）を建設し、石油製品である廃プラに限定して埋立処理をすることで、石油備蓄基地を確保できる。枯渇してくる石油資源を人工的に作り出せる。以上のことを実現することで、地域に雇用は生まれ、地域活性につながっていくことで、誇りの持てる業が永続する。
- ・ 処分場建設（安定型）するのに防水シートを設けさせる等、国の基準を大きく上回る規制があるので、建設費用がかかり処分費が割高になる。
- ・ 各州市に最終処分場（管理型）を設置し、産業廃棄物を受け入れて、不法投棄をなくし、明るい町にすべきと思う。
- ・ 免税軽油の対象工場とする（場内から重機等出ない）。
- ・ 処理施設に関する保険の独占禁止（あいおいニッセイ同和損保のみ）。
- ・ 施設の改修構築に対しての単価の見直しや低価格化。
- ・ 業会等の共同の最終処分場を設置（各都道府県の適正配置。資金は、国、県、市町村、業界が投資。）
- ・ 都市計画として必要な施設と考える — 災害時の対応を含めて（他 1）
- ・ リサイクル施設の大規模化、高度化（他 1）
- ・ 国県の施設等のバックアップ。

⑧廃棄物区分 (n=15)

- ・ 事業系一廃をすべて産廃にすべし。そうしないと、グレーな部分が多すぎて大変困る!!（他 8）事業経営は民間に任せる
- ・ 一般廃棄物と産業廃棄物の区分を見直し、広く廃棄物処理を適正に行えるようにする。（他 6）
- ・ 産業廃棄物処理業の観点からだけでなく、一般廃棄物処理業の観点からのバランスを保ちながら考えていくべき。
- ・ 一廃業者は簡単に産廃業に入り込むことができるが、その逆が無理なのは、独禁法にも違反しているのにおかしい。
- ・ 処理、処分業と資源循環業との明確な区分を行うこと。

（3）外部との連携など

①普及啓発 (n=69)

- ・ 産廃についての知識や経験を学べるような動きや、講習など、業者だけでなく、住民などを含めた産廃についての意識の向上。啓発活動（他 3 4）
- ・ 小・中・高の教育段階で、業界の意義・概要を伝える。（他 1 4）
- ・ 産廃業者のみで産廃を考えるのではなく、家庭、地域、住民の中でエコについて、また、企業の中でも、持続可能で無理のない社会に本当に変えていかないと、「日本のふる里」

を守ることができないと思います。

- ・ 資源循環が何故必要なのか、社会に対し説明していく努力。管学と協力し、子供たちの教育にも取り入れ、義務と責任ある人間形成も視野に入れ、生活→生産→廃棄物処理→再資化を図る。廃棄物は社会全体の問題として、中長期に取り組む必要あり。(他1)
- ・ 将来の日本経済を支えるのは子供たちです。学校等を卒業する時、この産廃業界に就職したいと思われる業界団体。いかに循環型社会が世の中に役に立っているかを、社会全体にアピールしたらいいと思います。
- ・ 大学でもっと産業廃棄物処理業界を広報し、就職したいと思える様に若者にアピールする。
- ・ 環境に関する学校法人(専門学校など)の設立。

②資格制度 (n=47)

- ・ 管理等技術者国家資格の導入等で、社会からより良い認識を得る。(他21)
- ・ 従事者に対する国家的資格の授与(経験年数とコンプライアンスの双方より判定)。
- ・ 資格制度の細分化(現行の技術士だけではなく、事務処理や重機運転手、プラント操作員についての有資格)。
- ・ 業界ロードマップを作成し、業に関わる資格を国家資格まで引き上げ、プロフェッショナル業界とすること。(他1)
- ・ 技術士の資格取得費用についての低価額化。
- ・ 今後の産廃処理業は、知識、資格、資源循環的ノウハウを兼ね備えた企業が生き残れると思う。それ以外は、トウタ、されていくと思われる。

③業界内外の連携 (n=40)

- ・ 業界全体で良くコミュニケーションを取り、良いことは続け、悪いことは改善し、働きやすいようにする。(他6)
- ・ 情報発信と関係自治体との繋がり・信頼の強化。再利用に住民、業界、行政ががっちり連携を組み推進すべき。(他3)
- ・ 排出業者、処理業者、国とのネットワークによる循環型社会の確立。(他1)
- ・ 事業の協業化が必要。(他1)
- ・ 廃棄物業界全体をアピールしなければならない。そのためには、大手企業の参画、優良企業との連携等を図る(ゴミ屋というイメージをなくす)。そして、数多い日本企業の中における一企業としての位置付けをしなければならない。更には、同業者との良い意味での連携が必要と思う。
- ・ 適正処理、リサイクルが豊かな社会を形成している意味を、他業界にアピールすべき。
- ・ 魅力ある企業、業界創りのための人材育成の仕組み作りとネットワークの構築。
- ・ 業界同志も強くすること!
- ・ 私たち廃棄物処理業者の結束が大事だと思います。そして、お互いの情報交換や、行政に対して物が言える組織が大事だと思います。全国産業廃棄物連合会の様な。そうすれば我々業者も、安心して業が営まれる。
- ・ 個々に希望と誇りを持ってもらえる様に努力することが大事であり、業界全体として

何をすべきか？は難しい。→業界団体に依存傾向となるので…。

- ・ 他県の協力（処分量の規正の見直し）
- ・ 経済産業団体（動脈産業）との連携強化。（排出の根元たる製造業との連携）
- ・ 徹底的に不法投棄が出来ないように、産廃業界だけでなく、各業界団体と一緒に取り組み、罰則強化の必要がある。
- ・ メーカー、流通、小売といった他業種との連携による業界のあり方をつくるべき。
- ・ 情報の共有により、健全な発展をし、魅力的な業種にもって行く。
- ・ 廃棄物を資源としての利用先のネットワーク化、職場の改善。
- ・ 各支部の和、結束力、意識の高揚。
- ・ 循環型社会の更なる向上を図るため、排出事業者・処理業者・行政等が協力体制で可能な限り、情報の公開・支援・融資等を行い、循環型社会の構築と行政が積極的にリサイクル商品の販売促進を行っていただきたい。
- ・ 他業界（トラック協会）等の業種的に被っている団体どうしが、連携して、手を取り合って、仕事が進めやすい様、また、信頼される様、取り組みをしていく。
横の連携を強め、経営の安定を図る。

④情報公開（n=34）

- ・ 業界の透明性のため積極的情報公開（他20）
- ・ どのような廃棄物がどういう処理を行って、どのようなエネルギー資源として役立っているのか、多種多様な処理だが、明確化すべき。（他3）
- ・ 法に基づききちんとした処理業者を公表する方法の検討。
- ・ リサイクルシステムの取り組みや製品等を積極的にアピールし、産業廃棄物業界全体のイメージアップにつながる「情報発信力」を高めていただきたい。
- ・ リサイクル率、処分実績の見える化。
- ・ 魅力ある産廃処理業界として、行政や排出業者のみならず、社会に向けての情報発信の継続。
- ・ 各事業者への情報提供（不法処分の事例と実際の罰則など）、リアルな例を伝える。

⑤支援・補助・助成等（n=31）

- ・ 私共は地域に根づいた小さな会社で、大きな設備投資もできず、効率の悪い仕事の仕方になっている。公的な資金調達などができるといいと思う。（他7）
- ・ 技術開発、特にリサイクル・リデュースに関する助成、支援を強化してほしい。（他7）
- ・ 人材と技術に対する資金支援（公的）（他7）
- ・ 運搬車両に対する補助制度の成立（他5）
- ・ 不法投棄を無くすため、産業廃棄物処分費用について、個人、または、中小企業の者は、国・県からの補助金等が適用される仕組みを作る。
- ・ 産廃収集運搬、処理業、解体業他、3Kのイメージがある。しかし、業者への補助金等により、防塵対策、汚れ対策、防音対策他の補助により、清潔な職場・作業環境や、現場作業員のマナーやモラル向上につながり、産廃関係の周辺住民からの印象を向上させることが必要。

- ・ 法改正等による締めつけではなく、業界としてクリーンなイメージ作り、産業界の縁の下の力持ちといった認識を、みなに持ってもらうことが必要と思う。そういった取り組みに対し、国の補助があっても良いと思う。
- ・ 補助金の確立
- ・ 廃棄物処理業は、なくてはならない事業ながら、全般的には企業の体力は脆弱な業界です。よって、安定的な収益が確保でき、従業員の士気を高める処遇と、処理設備の高度化や周辺環境の保全に資する投資が可能な体力をつける必要があります。そのためには、金融、税制面での政策的誘導が不可欠です。

⑥社会貢献・奉仕 (n=10)

- ・ 地域貢献 (他 6)
- ・ 奉仕の気持ちを持って取り組む。
- ・ ボランティア活動による不法投棄物の清掃。学校教育における道徳などの充実。
- ・ 個々の企業も適正処理は元より、事業に根ざした社会貢献活動を積極的に行い、その地域に広く優良企業として、認知される努力をすることを前提にし、個々企業において足りないところを補う仕組みが必要。

⑦反社会組織 (n=15)

- ・ 反社会的勢力の排除 (他 10)
- ・ 反社会的勢力とつながりのある業者がまだまだたくさんあり、その業者が価格競争等に大きな影響を与えている。法とは何か？と考えさせられるし、業界のイメージダウンにつながり、迷惑だ。
- ・ 反社会的勢力との関係をなくして、業界イメージを改善する。産廃処理が処理技術をアップして、普通に社会に必要な事業であることを、認められるように努力する必要がある。

⑧海外 (n=5)

- ・ 世界的な廃棄物処理についての統一資格制度や規準を作るための組織化が必要。産廃＝環境問題の解決の一端と位置づけて、世界共通の舞台が必要。
- ・ 新興国への日本のリサイクル技術の提供
- ・ 海外展開。処理業を軸としつつ、資源循環、リサイクル方向への業務範囲の拡大。
- ・ 廃棄物というものをグローバルに考えていくことも大切。放射性物質のことも、地球規模で考えるべきなのでは？
- ・ 資源の海外流出禁止

⑨産業廃棄物連合会 (n=14)

- ・ 収支改善を図るため、処理料金の統一化、公示化を徹底すべき。格安処理料業者の排除を協会主導で行い地域格差をなくすよう、協会の強力な指導をお願いしたい。
- ・ 全産廃連が窓口となり、許認可の受け付けを代行すべき (各県協会?)
- ・ 政治連盟の組織 (発言力) 強化。青年部への支援強化。

- ・ 少子高齢化がかなりのスピードで進んでいることは、全員の方が承知しています。数の力⇔中身の力のバランスを取りながら、特に若者に関心を持たせるような、持ってもらえるような、業界推進、発展を期待申し上げます。
- ・ 収運・処分業者の許可業者は、県協会に全員加入してもらい、各保健所等の懇談会に出席してもらい、正しい処理に努めてもらう。
- ・ 業界のイメージアップにつながるテレビ、ラジオでのCM。協会への加入促進。
- ・ 青年部で行っているCO2マイナス活動やCSR活動等、業界の将来を見据えて「こうあるべき」という活動を業界全体で推進し、それに参加する各社のレベルアップを図る。結局のところ各社がレベルアップしなければ、今後の厳しい経済環境の中で各社が発展することもできないし、社員も希望や誇りを持つことはできない。
- ・ 連合会は1本でまとまっているというが、地方ではまだまとまっていない。地区内での指導方をお願い致します。名前だけの「砕石業組合」だけではダメ。
- ・ 所謂、業界というものに、自社の将来のために期待を持っている人は、ほとんどいないと思われる。業界＝各協会とすれば、その意味は、情報収集のために参加していることにある。革新的な技術やノウハウは各社共、門外不出であり、やはり自主的な研鑽を積むことに尽きるのではないか？
- ・ 連合会等で、我々小さな会社にもメリットのある構造改革をしてほしい。
- ・ 次世代の従業員（若手職員や学生など）をイメージし、この業界に対して魅力ややりがいを感じられるようにするために、業界全体としてすべきことを記述してもらう。
- ・ 収運から中間処理、最終処分まで全てを行い、かつ、最終処分を主体とした企業は資金力も名声も高い……これらの企業から産廃協会の役員が出ている。一方で、収運主体の小企業は、資金力も能力もない……協会の役員にもなっていない。したがって、協会役員から地域協議会……連合会と上に行くほど発言力が強いので、その意見が産廃業界全体の意見のごとく出てくる。そこには小企業の意見はほとんどない。業界中での大手企業、中企業、小企業から役員が出て連合会も業界を網羅する組織体にしなないと業界の発展はない。連合会は大手企業だけのものではない。
- ・ 若年者の雇用確保によって、産業廃棄物についての知識、法令を学ぶための技術講習の拡大をお願いします。
- ・ 産業廃棄物処理業の範囲は非常に広いが、業界全体で将来の在り方を検討する必要を強く感じる。個別の創意・工夫は、各社で行っていると思うが、業界全体の纏まった方向付けは非常に難しいことである。

○その他 (n=22)

- ・ 廃棄物の減量をすすめる、廃棄物処理業を続けてゆく、この2つに矛盾があると思う。
- ・ 未だに処理業協会の各県本支部の長の中にその地位を世襲させたり、一族の者を代替して長にしている者がいる。このような旧体質が現存しているのは、健全な業界の発展を阻害する一因になっているので、すぐさま改めさせるべきである。
- ・ 現在、所有している設備で出来ることだけ、着実にこなしながらやっている。この先も同じ考えでやっていく。業界全体のことまで考えていない。
- ・ 現状維持（他5）

問8. 現行の廃棄物処理法には業の振興の妨げになっている様々な規制があるとのこと意見や、資源循環を含め今後の産業廃棄物処理業の健全な発展を目指すべきというご意見などを踏まえ、現在、連合会では新たな制度の創設や廃棄物処理法の改正などについて議論しています。今のところ大きく下記の考え方の方向が提案されていますが、あなたはどの方向が望ましいとお考えですか。

「④その他」回答記述部分

①に関連して

<現行法の見直し>

- ・ 資源循環を将来円滑に推進するためには、選択肢①が望ましいと考える。物質による分類ではなく、排出者によって、産廃か一般に分かれてしまう現行法は、資源循環など処理する側からするとおかし。
- ・ 現状でも資源循環は可能のはずでは？規則の見直し等で様子を見る。
- ・ 廃棄物処理法の緩和。抜本的な改正。法体系はシンプルに。(理論破綻している部分やムリが多いところがある)。
- ・ 廃棄物処理法については、タテ割りの考え方が多く、例えば、建設業で考えるものと、厚生省で考えるものなどで、統一したものにしてほしい。
- ・ 清掃法制定前後に創業されている方々は、事業者を守る前提で法改正は必要だ。
- ・ 適正業者に依頼した場合の工事点数のアップ等を明確化する必要があるのではないかな？
- ・ 理屈ではなく現実は無害の廃棄物の処理を緩和するとか、同型機の老朽化、故障のための乗り換えとかは、届け出だけで良しとする等の改正をお願いしたい。
- ・ 「地域住民の同意が必要」を無くす。新規参入、業務拡大、変更などの妨げになる。
- ・ 新しい機械、または、機械の入れ替えを行う時、周囲の同意などは必要なのか？乗用車を入れ替える時に周囲の同意はいらないのに。機械は永久ではない。必ず老化してくる。
- ・ 排出事業者との交流が少ない。排出事業者の意見をもっとピックアップし、処分業者を交えた発想の転換を求めていく。
- ・ 排出事業者のゼロエミの考え方を直していただく。建廃系の混合という考え方を修正していただく。選別許可の是正(収運の品目許可に混合はない)。
- ・ 優良制認定等の活用により、業界のモラルと技術の向上を図るべき。差別化も必要かも!!
- ・ 排出事業者の責任を重くする。
- ・ 現在の許可内容(中間処理)の①破碎、圧縮、切断などは、かなり古い時期に制定されたものであり、当時は単純に発生量を減容するためのものであり、現状には合っていないのでは？現在はリサイクルも進み、品目ごとのリサイクル専門業者がかなり多くなっている。しかし、破碎をしては、逆にリサイクルが不可能になってしまうので、中間処理能力に合わせた「選別」などの中間処理を認めるべきではないかと思う。現行に合った改正(リサイクル困難物が多くなっている)
- ・ 廃棄物処理法と業法は矛盾せずに整備可能。処理法の規定の中で、改正すべき点は、徐々に改正する方向が望ましい。

- ・ 処理法の改正は、適正処理の配慮と共に、経済合理性や商業上の常識への配慮も忘れずにバランス良く行ってほしい。

<一廃・産廃>

- ・ 一廃、産廃を見直さなければ、業界の未来は見えて来ない（特に一廃業者）。
- ・ 一般と産廃の線引きが、縣市により違うのは、何よりも業の進展に難。
- ・ 一般廃棄物その他について、国・県・市の見解が産業廃棄物区別していない。
- ・ 一般廃棄物と産廃との統合、及び行政間調整のいらなくみ作り。
- ・ 事業系一廃をすべて産廃にすべし！もっと産廃と一廃の垣根をシンプルにすべし！！（他1）
- ・ 一度、産廃の垣根を低くする。
- ・ 廃棄物の分類が分かりづらい。また、一般廃棄物と産廃を分ける必要性は？同一品目同一性状の物はどちらでも良いのでは。

<地域間の差>

- ・ 選択肢②案は運用が煩雑化し、どちらの法律が強いか弱いかという話が出て混乱する。都道府県等による運用の違いを是正する仕組みや調整する機関が必要。
- ・ 県によって、書式のフォームや（担当の）考え方の違いが困る。
- ・ 廃掃法の改正も良いが、それを運用する都道府県の違いが大き過ぎる。環境省から各都道府県への指導を統一していただきたい。（他3）
- ・ 業の許可は、国で出してほしい。各自治体の思惑で、積保等必要な許可が取れないケースが多く、事業の組み立てが困難なことが多い。
- ・ 資源循環を図っているが、自治体によって法の運用に温度差があり、製品保管等でリサイクルの妨げになっている。このようなことが是正されるのであれば、選択肢②でも吝かではないと思う。

<不適正処理業者>

- ・ 規制強化。不法外国人経営者の排除。
- ・ 許可を持っていない所が堂々と営業している。不法投棄はしていないが、処分は的確にしていない（積み過ぎ等）。許可を持っているために行政の指導を受け、許可は持っていないが、不法投棄はしていないので、行政の指導を受けることがない、という事実がある。
- ・ 静脈産業の負担とコストのバランスが崩れているから、不適正業者を何度も繰り返している。
- ・ 無許可業者への罰則が非常に緩い。

②に関連して

<法制度>

- ・ （皆んなが）使わない制度を残しておかないこと。省庁の調整に時間をとらせない制度や役割を考えてほしい。
- ・ 廃掃法に限らず、環境基本法を頂点とする法体系を分かりやすく再整備するのが良い。
- ・ 現行での“産廃だけ”という考えでいったら、どんな振興制度を作っても同じ。意味なし。持続可能社会支援サービスとして「作る」「使う」「資源化」「処理」に柔軟かつ

横断的に関わる革新が必要。

- ・ 固執された組織での法改正であれば、周りの法律に何らかの問題が生じる。関係するすべての省庁との法改正が必要だと思う。
- ・ 振興＝処理業者を守る、となるような部分も増やすべき。
- ・ 既に業者数が飽和状態なので、新規の参入や、継続の要件を厳しくすべき。
- ・ 新たな業制度は、新規参入者をいたずらに増やし、業界の質の低下を招く。また、リサイクル業が抜け落ちる。
- ・ 依然、ダークなイメージの業界のため、地域から必要とされるような新制度に期待する（大卒者が就職を希望するような）。
- ・ 振興は自然発生的で良い。作業者に至るまで資格要件を義務付け、徹底した区別を付け、正規業者の格付けアップを図る。
- ・ 取り締まりも必要なが、業界を育てて行って、更なる振興を目指すものであること。
- ・ 業の振興のための制度は必要と考えるが、あり方については、不勉強のため分かりません。
- ・ 産廃処理施設、有害物質等に対するの風評を発する市民団体、売名目的（学者、議員）の厳罰法（例：山本太郎）。
- ・ 有価物リサイクル適正法
- ・ より近代化の施設を作るために、法の規制の緩和と県などの融資制度の充実化をしてもらいたい。
- ・ 特例措置の拡大。様々な角度から環境に良い形を見つけ、実行することで、非効率な業務が改善され環境負荷低減できる。
- ・ 業法としての確立
- ・ 現状の法を洗い直し、実状に即した法を作ること。今までの付け焼き刃的改正ではなく、未来に受け入れられる法を。
- ・ 法体系の簡素化も目指すべき。
- ・ 各省庁の垣根を無くさないで、当局の介入が多すぎると思います。原発の問題と同様です。しっかりしたビジョンを示してほしいです。
- ・ 現在の産廃処理法は規制法として必要なのは言うまでもないが、リサイクルに関して何か新しい法整備が必要ではないかと思う。／環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等の関係省庁にて議論していただき、新しい制度を創出してもらいたい。
- ・ 現実（現場）をもう少し見て、法律に反映させるべきと考える。
- ・ リサイクルや委託再生等の明確化が必要。将来につながる事業が認知される法制度。
- ・ 関係省庁も自分のことだけを考えるのではなく、大きな社会問題になっていることを認識し、早急に改めなければ大変なことになることに気づかなければならない。
- ・ 人材育成に対する公的な支援。

③に関連して

<改正の速度>

- ・ あまり法律を変更しないでほしい。
- ・ 運転手に法律を教えるには、あまりにも改正が早すぎて、大事なお客様とのつながり

が希薄になっています。今後、法改正は5年単位で行ってほしい。(他1)

- ・ 今まで、朝令暮改的とまでは言わないが、業者に浸透する頃には、また、変わる様な法もあり、県の担当者の個人差で判断が違い、業者も困っています。土木業者の様に明確化できないか。
- ・ 法律をコロコロ変更しないでください。多額をかけてプラントを作ってもダメになって倒産した会社もある。たくさん車を入れて、人材も入れて、ダメになったら社員も困るので、生き延びる方法を教えてください。

④に関連して

- ・ 現時点では、どちらが良いか分からない。
- ・ 毎年、このようなアンケートを目にしますが、この業界は、より良い方向へは行かず、おそらく10年20年経っても今と変わらないと思う。

<その他>

- ・ 燃料チップは、一旦ゴミにしてからリサイクルして販売、としてほしい。
- ・ 廃棄物の講習会の場合、もっと新しいテキストを作るべき…古いテキストでの指導では、現状に合わない。
- ・ 移動式クラッシャーの追加申請に時間とお金がかかりすぎる。
- ・ 短期的な議員立法に頼るのではなく、省庁が意見を的確に汲み上げられるような人的交流から始めるべき(期限を議員立ち会いのもと、決めるのは必須)。
- ・ 「悪貨が良貨を駆逐する」風潮がなくなる制度になれば形は問わない。
- ・ 改正、制度、どちらの場合でも、小規模で行っている会社に負担にならないようにしてほしい。
- ・ 許可権者がすべての申請内容を同一に考えている。ケースごとの判断と指導が必要。
- ・ 違反等があったからの法改正が多い。色々受けねばならない講習が増えている。
- ・ 健全性を高めるためのふるい分け。
- ・ アス廃材が処理能力×70日に対し、コンクリート廃材が能力×28日なのか、同じく70日なのか決めてほしい。
- ・ 排ガス中のダイオキシン規定値1ng-TEQ/m³Nをクリアするために、各社は大変苦慮しており、例えば、焼却灰(主灰)、固化灰と同じ既定値3ng-TEQ/m³Nに改正する等、緩和措置をお願いしたい。
- ・ 何で一廃が絡むのか?一廃は行政主導型であるために考慮しないで、私等業界が何をなすべきか。その役割を訴えてほしい。
- ・ 現在、食廃油業界において、何の関係もない業者がチラシ等を配布して営業を行い、有価で引き取り、回収は許可のある人たちに任せ、お金だけ自分たちが頂くとということが行われている。これは、わずかでも代金を支払えば、許可不要という現在の制度に問題がある。どのような条件でも業を行う者すべてが許可が必要、ということにしないとダメだと思います。
- ・ 廃棄物処理法、マニフェスト制度、共にややこしくて、業界の外で一般的に理解されていない。

- ・ 資源循環に対して、透明性を必要とする。
- ・ 中間処理における処理機械の更新（入替時）申請の簡素化！
- ・ 排出事業者の業種によっても、発生する条件等が異なるので、産廃業界だけでなく、排出事業者も交えて意見を集約すべき。
- ・ 一廃・産廃の垣根や汚泥や残土など、非常に判断が難しいものが多く、法では全てを解決できないが、健全な発展を目指す制度には大賛成である。
- ・ 発展しなくて良い。∵大手が強くなるだけ。健全な運営のためのシステムが必要。
- ・ 盛り込みは必要なものだけで良い。コストがかからない見直しを。
- ・ 許可は、優良は簡単に。普通は現状。欠格の場合は、即取消しなど。（過去の違反も含めて）
- ・ 排出者のマニフェスト交付状況報告について、オフィスの少量等の場合は不要としたい。手間大。工場、建設等大口（物量で区分け）を。
- ・ 廃棄物の処理によって、処理方式は様々で、法改正では非常に抽象的で、読みかえれば当てはまらない場合もある。個々に、そのケースによって見定め、具体的に示すことが極めて重要であると思われ、前は良かったけど今はダメとか、前はダメだったが今は良いとか、あとで不平不満が出ないよう取り計らっていただきたい。
- ・ 産廃系のマニフェストをもう少し簡単に。枚数を減らすなどは不可能か？
- ・ 再生処理技術の向上を促す制度が必要。
- ・ 規制緩和が必要。
- ・ 基本的に省資源の再利用外で廃棄物という中身を少なくしていく政策を取ってほしい。その時代、状況、技術に応じて改正を行うことが望ましい。
- ・ 伐採材の処理として、木炭の製品化と薪ストーブの燃料としての中間処理も認めてもらいたい。循環型社会の構築を形成してほしい。
- ・ 法改正の考え方も良いと思うが、関係省庁との対立関係になりやすい。そうではなくて、関係省庁に生の現場の声を聞いて理解していただき、それを積み重ねていくことが大切だと思います。圧力団体としての活動は如何なものかと…
- ・ 法令と全国各行政の条例の見解を同じにすること。各行政の主張が変わるたびに考え方が変化するのはおかしい。
- ・ 排出業者と処理業者の知識の差が大きいので、排出業者に廃棄物資格制度を作る。
- ・ 選択肢①②両方取り組むべき。①は、規制緩和を中心に。②は、取り締まる行政側への制定。現在は権限を持ちすぎだ。誤った判断や、業者を陥れる者、責任を業者やになすりつける者等は、解雇請求出来るように立法すべき。
- ・ 法規制の厳しさの割に、公共性の売上げ単価が廉価です。
- ・ 連合会、政治連盟（議員）国に働きかけ、選択肢の問題解決に努力していただきたい。
- ・ 規制の強化もいいが、一方で必要な許可は出していただきたい。業界育成のためにも。
- ・ 規制緩和を進め過ぎると業界への参入障壁が薄くなり、大企業の参入を招く恐れがある。業界は中小企業を中心であるので、デメリットについても検討する必要がある。
- ・ 法が厳しくなるのは良いが、それに伴って、違反した者には、きちんと罰則を与えてほしい。中間処理業者の負担ばかり増えている気がする。